

令和3年第1回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和3年3月2日 開会

令和3年3月12日 閉会

鋸南町議会



## 令和3年第1回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について）
議案第2号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	安房郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第11号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第12号	特定事業に係る変更契約の締結について
議案第13号	財産の取得について（都市交流施設周辺整備事業）
議案第14号	指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）
議案第15号	指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）
議案第16号	町道の路線認定について
議案第17号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について
議案第18号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第19号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第20号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第21号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
議案第22号	令和3年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第23号	令和3年度鋸南町一般会計予算について
議案第24号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第25号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第26号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第27号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第28号	令和3年度鋸南町水道事業会計予算について

# 令和3年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（3月2日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	15
竹田 和明 議員	15
笹生あすか 議員	26
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	57

議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	58
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	60
散会の宣言 .....	61

第2号（3月3日）

議事日程	62
本日の会議に付した事件	62
出席議員	62
欠席議員	62
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	63
本会議に職務のため出席した者の職氏名	63
開議の宣言	64
議事日程の報告	64
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第23号の上程、説明	86
議案第24号の上程、説明	96
議案第25号の上程、説明	99
議案第26号の上程、説明	101
議案第27号の上程、説明	105
議案第28号の上程、説明	107
散会の宣言	110

第3号（3月12日）

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	111
本会議に職務のため出席した者の職氏名	112
開議の宣言	113
議事日程の報告	114
議案第23号の委員長報告、討論、採決	114
議案第24号、25号、26号の委員長報告	118
議案第24号の討論、採決	120
議案第25号の討論、採決	120
議案第26号の討論、採決	121
議案第27号、28号の委員長報告	122
議案第27号の討論、採決	123
議案第28号の討論、採決	124
閉会の宣言	125

鋸南町告示第9号

令和3年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月26日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 令和3年3月2日（火） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場



令和 3 年第 1 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

令和 3 年 3 月 2 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問〔2名〕
- ① 3番 竹田 和明 議員
  - ② 1番 笹生あすか 議員
- 日程第 5 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 号 専決処分承認を求めることについて（令和 3 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 日程第 7 議案第 2 号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 号 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7 号 鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 8 号 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9 号 鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 10 号 安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 16 議案第 11 号 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 17 議案第 12 号 特定事業に係る変更契約の締結について
- 日程第 18 議案第 13 号 財産の取得について（都市交流施設周辺整備事業）

- 日程第 19 議案第 14 号 指定管理者の指定について（鋸南町ボランティアセンター）
- 日程第 20 議案第 15 号 指定管理者の指定について（町営保田漁港公示施設）
- 日程第 21 議案第 16 号 町道の路線認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |      |        |    |      |        |    |
|------|--------|----|------|--------|----|
| 1 番  | 笹生 あすか | 議員 | 2 番  | 早川 正也  | 議員 |
| 3 番  | 竹田 和明  | 議員 | 4 番  | 大塚 昇   | 議員 |
| 5 番  | 青木 悦子  | 議員 | 6 番  | 笹生 久男  | 議員 |
| 7 番  | 渡邊 信廣  | 議員 | 8 番  | 小藤田 一幸 | 議員 |
| 9 番  | 鈴木 辰也  | 議員 | 11 番 | 笹生 正己  | 議員 |
| 12 番 | 平島 孝一郎 | 議員 |      |        |    |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |        |       |           |       |
|--------|-------|-----------|-------|
| 町 長    | 白石 治和 | 副 町 長     | 内田 正司 |
| 教 育 長  | 富永 安男 | 総務企画課長    | 平野 幸男 |
| 税務住民課長 | 加藤 芳博 | 保健福祉課長    | 杉田 和信 |
| 地域振興課長 | 飯田 浩  | 教 育 課 長   | 福原 規生 |
| 建設水道課長 | 平嶋 隆  | 会 計 管 理 者 | 寺本 幸弘 |
| 総務管理室長 | 安田 隆博 | 監 査 委 員   | 柴本 健二 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹生 矩義

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

4番、大塚 昇議員。8番、小藤田一幸議員の両名を指名致します。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月22日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月22日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和3年第1回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議しましたので、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から12日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案28件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めたのち、2名の一般質問を行い、発議案第1号から議案第16号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の末、採決までお願いし、本日は散会したいと思います。

明日3日は、午前10時から会議を開き、議案第17号から議案第22号まで令和2年度補正予算について、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第23号から議案第28号までの令和3年度当初予算関係については、順次上程し、当局からの説明、総括質疑を行い散会と致します。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せてご報告致します。

4日から11日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

12日は午前10時から会議を開き、当初予算関係の議案第23号から議案第28号までについての予算審査特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論を行い、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり今定例会には、竹田和明議員、笹生あすか議員の2名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内と致します。また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から12日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員が2名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は、15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12日までの11日間と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に係る請願・陳情等については、提出期限までに陳情書1件を受理しましたので、議会運営委員会に諮り、議場配布と致しましたので、お手元に配布致しました。

次に、今定例会に説明要員として出席通知のありました者の職・氏名は、別紙報告書のとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回鋸南町議会定例会をお願い致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところご出席を賜りまして、厚く感謝申し上げます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、令和2年度の各会計補正予算案及び、令和3年度の各会計当初予算案、また専決処分の承認や条例の一部改正などの28議案であります。

議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が2月に公表した月例経済報告によると、現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられると判断、先行きについても、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されるとする一方で、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとの見解を示しております。

また令和3年度の国の地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災・

国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、交付団体ベースでの地方交付税等の一般財源総額は、令和2年度を2414億円上回り、率にして0.4%の増、61兆9932億円を確保したとしています。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種によって感染の拡大は収束に向かっていくことが想定されるものの、その時期は未だ不透明であり、地域経済に明るい兆しは見えない状況にあります。

このような状況下において、町財政は、新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、令和元年房総半島台風などを教訓とした防災・減災、国土強靱化対策、更には、デジタル改革やグリーン社会の実現に向けた取り組み、高齢化に伴う社会保障経費の負担増など、財政需要の高まりによって、厳しい状況が続くものと推定されます。

さて大きな被害をもたらした令和元年房総半島台風の復興状況ですが、被害住宅の公費解体等は概ね年度末には完了する見込みで、住宅修繕関係についても8割程度が工事を完了する見込みとなりました。被災された皆様が安全・安心な暮らしを取り戻していただけるよう、引き続き、工事関係者などへの協力要請、周知等を行い、全ての申請住宅について、令和3年度末までの完了を目指して参ります。

次に町民の皆さまを始め、関係者のご協力を得て策定を行って参りました町の総合計画は、現行計画の将来像である、みんなでつくる三ツ星のふるさと鋸南を承継し、新年度から計画期間をスタートします。本計画に沿って、継続的かつ発展的なまちづくりを推進し、持続可能な行財政運営の実現に努めて参ります。

また活力ある地域社会の実現に向けた地方創生関連施策に関しては、総合計画と同様の計画期間で定める、第2期まち・ひと・しごと総合戦略に掲げました基本目標に沿って事業等の推進を図って参ります。

総合戦略に掲げた4つの基本目標、稼ぐ地域をつくり雇用を創出する、本町への新しい人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、ひとが集う魅力あるまちづくりを推進することについて、地域や町民の皆さんの積極的な参画のもと、目標の達成に向けて、全庁的に取り組んで参ります。

総合戦略に掲げた事業のうち、都市交流施設周辺整備事業は、6年目を迎えた、都市交流施設・道の駅保田小学校の機能を拡大し、更なる集客と町民の皆様の利便性を図るため、令和3年度では設計業務に着手、令和5年度の供用開始を目指して参ります。

新たに策定した総合戦略の基本目標である、稼ぐ地域をつくり、雇用を創出するため、そして、本町への新しい人の流れをつくるため、南房総地域の観光拠点の一つとなった、都市交流施設・道の駅保田小学校の新たな魅力づくり、利便性、快適性の向上に努め、町内への経済波及効果を高めて参ります。

また子育て支援関係では、包括的な子育て支援体制の構築として、子育て世代包括支援センターを中心としたワンストップ相談窓口の創設や、子育て世代等への情報共有体制の充実

を図って参ります。

それでは、令和3年度予算編成について申し上げます。本町の財政見通しは、歳入の約4割を占める地方交付税が、国の地方財政計画により、前年度比5.1%と、伸びる見込みとなっている一方で、後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金、住宅応急修理補助金等によって、一般財源に不足額が生じ、財政調整基金の取り崩し、補填せざるを得ない状況となりました。経常経費を押し上げている要因の一つである公債費については、依然として一般財源に占める割合が高い状況ではありますが、平成19年度から取り組んで参りました公債費の負担適正化対策が実を結び、令和元年度決算での実質公債比率は、0.3ポイント改善され、13.4%となりました。

また財政調整基金は、厳しい財政規律のもとで、令和3年度当初予算後の基金残高は11億5千万円あまりと、令和元年の台風被害によって半減した基金は持ち直すことができませんでした。

しかしながら、超高齢化時代を迎えての社会保障関係経費の増加、或いはインフラや各公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策等への多額の費用が見込まれることから、令和3年度以降の財政運営は厳しい局面を迎えるものと想定されます。

このため、令和3年度においても、特別職の給料削減について継続致したく、関連議案を提出させていただきました。当面の課題である新型コロナウイルスの感染症拡大防止については、継続した予防対策を講じていくとともに、本年4月から順次始まるワクチン接種の円滑な実施に向けた体制整備に努めて参ります。併せて、国の交付金を活用する中で、医療、福祉分野への支援や地域経済の好循環に向けた対策を図って参ります。

台風被害からの復旧復興と新型コロナウイルス感染症拡大の防止など、現下の喫緊の課題に迅速に対処しつつ、安心安全なまちづくりの実現、財政健全化の維持向上に努めて参ります。

同時に、コロナ禍を契機に関心が高まっている地方回帰や自然環境への志向を活用し、地域の資源や立地の優位性を活かしたまちづくりを進め、関係人口の更なる創出を目指します。本町に関わっていただく方や繰り返し訪れていただける方を増やすことによって、移住、定住への転換を図って参ります。

町民の皆様の参画のもと、職員と一丸となって、地域資源に磨きをかけ、町外への情報発信に努め、地域の稼ぐ力を醸成して参ります。議員各位のご理解と町民の皆様のご協力をお願いする次第でございます。

それでは、今定例会にご提案致します議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。令和2年度鋸南町一般会計補正予算第6号について、新型コロナウイルス・ワクチン接種対策事業等に係る関係経費698万8千円を2月1日に専決処分致しましたので、議会のご承認をお願いするものであります。

議案第 2 号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、平成 17 年度から町長 30%・副町長及び教育長は 20%、それぞれ給料を削減し現在にいたっております。本年 3 月 31 日までの時限条例でありますので、現在の財政状況から令和 3 年度も継続して、削減する改正をお願いするものでございます。

議案第 3 号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、この条例では、特別職の給料のほか期末手当の支給について規定されておりますが、附則で規定されている期末手当の算定の特例の期間を 1 年間延長するものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、減額前の額で算定をお願いするものでございます。

議案第 4 号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、非常勤特別職である鳥獣被害対策実施隊員の報酬日額について、現行の 2 千円から 1 万円に引き上げるため、改正をお願いするものであります。

議案第 5 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するための改正でございます。

議案第 6 号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、地方税法の一部改正等に伴い、被保険者の適用除外及び保険料の基礎賦課額の所得割額の算定、軽減判定等について改正をお願いするものでございます。

議案第 7 号「鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、保健福祉総合センターの事業目的として、子育て世代包括支援事業を追加するための改正であります。

議案第 8 号、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、3 年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき、保険料率を改正するもので、適用年度は令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間となります。

議案第 9 号、鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、寄付者が寄付金の使途を指定するにあたりまして、事業区分を明確化するため、現行の 5 項目から新たに 4 項目に改正しようとするものであります。

議案第 10 号、安房郡市広域市町村圏事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてありますが、組合事務所を移転するため、規約の一部を改正する必要があることから、関係地方公共団体との協議にあたり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 11 号「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてありますが、協議会事務所及び職員、経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を改正する必要があることから、関係地方公共団体との協議にあたり、議会の議決をお願いするものであり



ます。

議案第12号、特定事業に係る変更契約の締結についてであります。第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する契約について、契約金額に変更を生じることから変更契約を締結致したく、議会の議決をお願いするものであります。

議案第13号、財産の取得についてであります。都市交流施設周辺整備事業を目的とした土地を取得するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第14号、指定管理者の指定についてであります。鋸南町ボランティアセンターの指定管理者に引き続き、鋸南町社会福祉協議会を指定しようとするものあります。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第15号、指定管理者の指定についてであります。町営保田漁港公示施設の指定管理者に引き続き、鋸南町保田漁業協同組合を指定しようとするものであります。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第16号、町道の路線認定についてであります。町に移管される市井原地先旧県道について、新たに町道3039号線として認定しようとするものであります。

議案第17号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第7号についてであります。歳入歳出それぞれ2960万2千円を減額し、補正後の総額を57億6966万5千円にしようとするものであります。

都市交流施設周辺整備事業など5事業、1億9872万9千円を令和3年度へ繰り越しして執行するため、新たに繰越明許費の設定をお願いするとともに、2事業につきまして、設定額の変更及び廃止をお願いするものであります。

また財務書類作成委託など7項目について、債務負担行為補正の追加及び変更をお願いするものであります。

その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお財政調整基金関係では、運用益分9万9千円及び、3月補正における余剰分、合わせて1億3352万4千円を積み立て、令和2年度末の財政調整基金の残高は13億4379万5千円となる見込みです。

議案第18号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。歳入歳出それぞれ8093万円を追加し、補正後の総額を12億8260万円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、一般被保険者の療養給付費について、医療費の給付動向を勘案し、2500万円の増額、財政調整基金積立金は前年度繰越金の2分の1及び運用益分、合わせて6093万1千円の補正をお願いするものであります。

議案第19号、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。歳入歳出それぞれ719万7千円を減額し、補正後の総額を1億3581万円にしようとするものであります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いする

もので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定及び保険料等の見込み額による補正をお願いするものであります。

議案第20号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第4号についてであります。歳入歳出それぞれ1億2370万7千円を追加し、補正後の総額を14億7347万4千円にしようとするもので、歳出の主なものは、保険給付費について、介護サービス等諸費などの給付動向を勘案し、1億2545万円の増額。歳入の主なものは、保険給付費の増額補正に伴う国庫支出金及び支払基金交付金等の増額補正をお願いするものであります。

議案第21号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第2号についてであります。文書料収入の減等により、収益的収入では19万4千円の減、補正後の総額を8010万1千円とし、収益的支出では127万6千円を追加し、補正後の総額を1億662万7千円にしようとするものであります。

議案第22号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてであります。分担金の増等により収益的収入では、188万6千円を追加し、補正後の総額を5億1194万1千円とし、収益的支出では505万1千円を追加し、補正後の総額を4億7612万9千円にしようとするものです。

資本的収入では、事業費確定により130万円を減額し、補正後の総額を5460万円とし、資本的支出では、事業費確定により517万4千円を減額し、補正後の総額を2億1789万6千円にしようとするものであります。

議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を41億6616万1千円と決めました。前年度当初予算に比べますと、4.2%、1億6961万9千円の増額となりました。

始めに、歳出の主な事業を申し上げますと、総務費では、行政ネットワーク整備事業、庁舎空調機器改修事業、公共施設等総合管理計画改訂業務委託、都市交流施設周辺整備事業、固定資産土地評価要領作成業務委託、衆議院議員選挙費。

民生費では、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託、子ども医療費助成事業、保育所給食費補助事業、学童保育事業、幼稚園一時預かり事業、住宅応急修理事業。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、一般廃棄物処理施設整備事業、広域廃棄物処理施設整備事業。

農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、中山間地域等直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、勝山漁港・農山漁村地域整備交付金事業、保田漁港・水産物供給基盤機能保全事業。

商工費では、移住支援事業、都市交流施設推進事業。

土木費では、住宅取得奨励金交付事業、リフォーム補助事業、道路長寿命化修繕事業。

消防費では、地域防災計画修正等業務委託。

教育費では、中学校屋上防水改修事業、中央公民館改修事業、学校給食費補助事業。災害

復旧費では、道路災害復興事業。

次に各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等3つの特別会計には3億1840万6千円。企業会計へは、病院事業会計に8411万円、水道事業会計に1億64万2千円を計上致しました。

次に一部事務組合・広域連合への負担金関係につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合負担金2億729万4千円、後期高齢者医療広域連合負担金1億3969万8千円、鋸南地区環境衛生組合分担金1億6035万6千円。

人件費関係では議会議員及び特別職の給与費及び共済費は、前年度と比較し、1.3%、123万3千円の増、9951万3千円を計上致しました。また一般職の給与費及び共済費の合計は、前年度と比較し、0.1%、71万2千円の増、6億1575万円を計上致しました。

このほか、昨年4月からの制度導入により、従来の臨時職員から移行した会計年度任用職員の給与費及び共済費の合計、前年度と比較し、12.9%、1796万円の増、1億5734万9千円を計上致しました。

次に、歳入であります。町税は6億6874万円で、5.0%、3190万1千円の増額を見込みました。

次に地方交付税であります。普通交付税17億5千万円と、特別交付税1億3千万円の合計18億8千万円を見込み、前年度比6500万円の増額で計上致しました。

また臨時財政対策債は1億2千万円を計上し、地方交付税との合計は20億円となり、前年度から9727万6千円の増額となりました。

繰越金は1億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から1億7285万3千円を繰り入れることと致しました。当初予算後の財政調整基金の残高は、1億7094万3千円となる見込みであります。

議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は11億6910万5千円で、前年度比2.3%、2798万3千円の減額となりました。主たる歳出では、保険給付費は8億5840万2千円で、前年度比2.4%の減、国民健康保険事業費納付金は2億6202万7千円で、前年度比2.1%の増となりました。主たる歳入では、保険料は前年度比4.6%減の1億7597万円、県からの交付金は前年度比2.0%減の8億8237万9千円を予定致しました。

議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、1億4858万7千円で、前年度比3.9%、558万円の増額となりました。主たる歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億、216万7千円で、歳出総額の95.7%を占めるものであります。主たる歳入では、後期高齢者医療保険料は前年度比4.2%増の1億412万3千円、一般会計繰入金4,028万円を予定致しました。

議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出

予算の総額は、14億5332万6千円で、前年度比11.5%、1億5017万6千円の増額となりました。主たる歳出では、保険給付費、前年度比13.0%増の13億8276万4千円で、歳出総額の95.1%を占めるものであります。主たる歳入では、第1号被保険者の保険料で、前年度比19.4%増の2億9576万7千円、町からの繰入金は、保険給付費、地域支援事業及び事務費に充当するもので、1億9327万6千円を予定致しました。

議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてであります。収益的支出は、企業債償還利息101万9千円、減価償却費、754万5千円、指定管理者交付金7160万円及び町が負担すべき経費を合計し、1億311万5千円を予定致しました。収益的収入では、一般会計負担金67万6千円、一般会計補助金7229万4千円、財団からの負担金100万円及び文書料160万円等を合計し、7846万9千円を予定致しました。

次に資本的支出では、企業債償還元金1114万円を予定し、資本的収入では、一般会計出資金1114万円を予定致しました。

議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算についてであります。収益的収入は、前年度比1.4%増の4億9873万4千円を予定致しました。収益的収入のうち、給水収益は2億6059万6千円、一般会計補助金は、前年度比6千円増の1億64万2千円、県総合対策事業補助金は9600万円を予定致しました。収益的支出では、前年度比0.4%減の4億6784万6千円を予定致しました。支出には、南房総広域水道の受水費、1億5118万4千円が含まれております。

資本的収入では、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業に係る企業債9720万円を予定し、資本的支出では、建設改良費1億3617万4千円及び企業債償還元金1億3946万3千円、合計で2億7563万7千円を予定致しました。

令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出支出ベースで、前年度比3億4257万2千円の増、77億9491万7千円となるものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。本年度は、善行表彰として溝口和様が、令和2年度鋸南町表彰を授与されます。誠におめでとうございます。なお例年この議場において、執り行われている表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、止む無く中止とさせて頂き、直接ご本人にお届けする予定です。

次に出産祝品の贈呈について、ご報告申し上げます。

昨年3月から本年2月までに16名のお子様が生誕されました。本年度は、配布をご希望されたご家庭に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、接触を避け、玄関先

等にて、お祝い品の桜の苗木を配布させて頂きました。お子様の健やかなご成長と、ご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

次に、花観光について、申し上げます。はじめに花まつりの第一章であります、水仙まつりは、12月12日、土曜日から2月7日、日曜日まで開催されました。本年は、暮れから順調に咲きはじめましたが、発芽期である秋から冬にかけて雨が少なかったことが影響し、全体的な花つきは、やや悪く、満開と呼べる時期は1月の後半となりました。2月7日までの期間中の入込としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の影響を受け、入込数は1万3千人となり、台風第15号の影響により落ち込んだ昨年を更に3万4千人下回る大幅な減少となりました。

第2章となります頼朝桜まつりは、2月13日、土曜日から3月7日、日曜日までの期間で開催しておりますが、コロナ禍での開催となりますので、人が多く集まるイベント関係の開催はありません。本年の頼朝桜は、2月3日に開花宣言をしました。昨年より約2週間遅れての開花宣言となりました。期間中に予定されておりました、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐる、JR主催の駅からハイキング、鋸南頼朝桜と春の里山をめぐるハイキング及び、3月6日、土曜日に開催を予定しておりました、保田川竹灯籠まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、止む無く中止となりました。

花まつりの最終章となります桜まつりは、3月13日、土曜日から4月11日、日曜日までを期間として開催を予定しておりますが、4月4日予定のにぎわいイベントなど、密が予想されるイベント関係は中止とさせて頂きました。3密を避け、静かに桜を楽しんでいただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について申し上げます。

千葉県の発表により、去る1月8日に鋸南町で初めて、患者1名と無症状病原体保有者1名が確認されました。その後、鋸南病院において複数名の入院患者様及び職員の感染が確認されたことにより、鋸南病院での集団クラスターの発生となりましたことは、病院開設者と致しまして、心からお詫び申し上げます。

その後、市中感染も発生し、2月2日現在で、感染者及び無症状病原体保有者を併せまして、26名の方の感染が確認されておりますが、その後、感染拡大には至っておりません。また1名の患者様がお亡くなりになりましたことに、ご冥福をお祈り致しますとともに、ご遺族様には、心からお悔やみ申し上げます。

町民の皆様には、誰もが感染者・濃厚接触者になり得る状況であることを受け止めていただき、感染された方とご家族、医療従事者に対する偏見やプライバシー等へのご配慮をお願い致しますとともに、引き続きマスクの着用・手指消毒など、基本的な感染症予防をお願い致します。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、今月中旬に 医療機関従事者の方への接種

が始まる予定です。今月下旬には、65歳以上の方への接種券の郵送を予定しており、4月12日以降の平日、町内の医療機関、またかかりつけ医での接種が出来るよう準備を進めております。平日の接種が難しい方には、5月9日以降、9月迄の日曜日、安房地域医療センターと亀田クリニックで集団接種ができるよう、安房4市町で協議を進めております。

65歳未満の方へのご案内は、5月以降になる見込みです。ワクチン接種は、自らの感染症対策であるとともに、集団免疫の確立の面でも、有効なことであると言われており、なるべく短期間で多くの方に接種して頂けるようご案内致したいと考えておりますので、ご理解下さるようお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

ないようですので、以上で、諸般の報告を終了致します。

ここで、暫時休憩とし午前11時5分から会議を再します。

…………… 休憩・午前10時52分 ……………

…………… 再開・午前11時05分 ……………

### ◎一般質問

#### ◎3番 竹田和明

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、2名から通告がなされております。

はじめに、3番、竹田和明議員の質問を許します

〔ベルが鳴る〕

### ○3番（竹田和明）

私からは、3件の質問をさせていただきます。

一昨年昨年と台風、コロナの災害が続いている訳ですが、まず質問の1点目ですけれども、コロナ禍における鋸南町財政への影響についてということで2つ質問致します。その1点目、新型コロナウイルスの影響の下、今後の町の財政状況について、ということ

で財政調整基金の運用についての現状および課題は何かという点です。2点目、都市交流施設増設計画等への支障は何かということです。

質問の2点目ですけれども、地方分散への流れを見据えたまちづくりについて、ということで、コロナ禍を経て、人口の地方分散の予測もある中で、移住者を受け入れるための鋸南町の基本的な考え方について質問致します。

3点目は、脱炭素化に向けた取組みについて、ということで、昨年10月に菅総理の方からグリーン社会の実現ということで、宣言がありました。鋸南町としての脱炭素化の実現に向けた取組みについて、再生可能エネルギー利用の現状及び循環型社会についての考え方について質問を致します。初回の質問は以上になります。

よろしく申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

3番 竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁致します。

1件目のコロナ禍による鋸南町財政への影響について、お答え致します。

ご質問の1点目、財政調整基金の運用についての現状および課題は、についてであります。地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われる場合や、災害の発生などにより思わぬ支出の増加を招く場合があります、このような予期しない収入減や支出増加などに備え、積立を行い、年度間の財源の不均衡を調整するため、地方自治法241条に基づき、基金として積立て、必要に応じて取崩す機能が財政調整基金でございます。

本町の基金残高は、平成に入って、平成11年度末の2808万3千円がもっとも少なく、行財政改革に取り組み、大変厳しい財政状況の中でも、着実に基金の積立を行ってきた結果、平成28年度から、10億円を下回ることは無くなって参りました。

しかしながら、令和元年房総半島台風の影響によりまして、令和元年度に、財政調整基金を大幅に取崩し、基金残高は8億3085万8千円となりました。

近年にない災害であったにも関わらず、復旧、復興を行ってこられたのは、国をはじめ、色々な方の支援があったことでもあります。事業を行っても耐えられる基金が積立られていたことにより、適切な対応が図られたと感じております。

令和2年度に入り、前年度繰越金や地方交付税の増額などにより、年度末残高は、13億円を超え、災害前の基金残高以上に回復する見込でございます。

また、令和元年度末の標準財政規模に対する財政調整基金及び減債基金残高の比率である財政調整基金等残高比率は、県平均で23.6%に対して、29.8%と6.2ポ

イント上回っております。

しかし一方で、今後の町財政を考えると、人口減少による町税や普通交付税の減収、歳出では、激甚化していく自然災害への対策経費のほか、公共施設の老朽化対策、新型コロナウイルス感染症対策、他市との共同処理施設整備事業など、多額の支出も想定され、現在の基金水準を維持していく必要があると認識しております。

基金の運用については、平成24年4月に改訂された、鋸南町資金管理及び運用基準に基づいて、支払いや基金の取り崩しに支障のない範囲で、安全かつ確実な方法である定期預金で運用しております。

運用実績としては、平成30年度では、53万2873円、令和元年度では、43万4880円となっており、引き続き確実かつ有利な方法を検討して参りますが、依存財源が多い本町において、国の動向や経済情勢も大きく影響して参りますので、補助金や地方債など有効活用して、財政健全化を進めつつ、財源確保に努めて参ります。

ご質問の2点目、都市交流施設周辺整備事業等への支障は、についてであります、新型コロナウイルス感染症が確認されて、1年が経過しましたが、世界的な影響は、いつ収束するのか、先行きが未だ不透明な状況となっております。

本町には、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、約4億5千万円が交付され、感染症対策や地域経済対策などに活用させていただいておりますが、今後も、あらゆる面で対応が求められていくものと思っておりますので、引き続き、限られた財源の中で対応して参ります。

都市交流施設周辺整備事業については、令和5年度開業に向けて事業を進めておりますが、令和4年度に予定している整備工事費の見込みは、6億6千万円となり、平成30年度に完成した幼稚園建設事業以来の事業規模となります。事業規模が大きくなることから、補助事業を検討しておりましたが、条件にあった良い補助金が見つからなかったことから、自由度が高く、事業費の100%に充当でき、元利償還金の70%が普通交付税として算入される過疎対策事業債を全額充当したいと考えております。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に期限を迎えることから、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が年度内に成立する予定ですが、現在と同程度の市町村が指定される見込みから、過疎対策事業債を全額活用できるかどうかは、まだ、不透明な状況でありますので、活用できる新たな補助事業について注視して参ります。

1点目で答弁しましたとおり、財政負担が軽減できるよう、引き続き先進事例や国県からの通知など情報収集に努め、適切に対処して参ります。

2点目の、地方分散への流れを見据えたまちづくりについて、お答え致します。

コロナ禍を経て、人口の地方分散の予測もある中、移住者を受け入れるための鋸南町の基本的な考え方は、についてであります、国では、第2期まち・ひと・しごと創生



総合戦略において、将来にわたって、活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正のため、2020年度を初年度とする今後5か年の施策の方向性として、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、施策を推進することとしています。

本町でも、国の基本目標に沿った形で、鋸南町人口ビジョン、第2期鋸南町、まち・ひと・しごと創生総合戦略を現在策定中ではありますが、その基本目標の一つを、本町への新しい人の流れをつくるとしております。

若い女性や観光客に焦点を当てた、観光・交流の推進を図り、町の知名度を高め、空き家の活用なども踏まえたU I Jターンを促進し、また、ふるさと納税等の活用により、関係人口の増、更に自治体・大学・企業などと、交流・連携を深め、魅力度を高めて参ります。

基本的方向性と事業概要としては、移住・定住の推進や空き家対策の推進など、12の事業を予定しており、移住定住の推進については、本町に仕事を見つけて移住したい方や本町に在住しながら他市区町村に通勤・通学する方に対し支援制度を検討・構築するとしておりますが、令和3年度当初予算において、通勤支援制度の実証実験を行うこととしてお願いしております。

また、空き家対策の推進については、インターネットを利用した空き家バンクを活用し、空き家情報の提供を行います。

また、空き家所有者への活用等に関する働きかけを行うとしており、制度の周知をさらに進めて、対象物件の登録を促して参りたいと考えております。

総合戦略の各種施策を基本として事業展開を図りながら、ニーズにあった対応を展開することで、町の魅力度を高め、また、SNS等を通じ積極的に情報を発信しながら活力ある地域社会の実現を目指して参ります。

3件目の脱炭素化に向けた取組みについて、お答え致します。

政府は昨年10月、地球温暖化対策に向けた国内の二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標について、2050年 実質ゼロを表明致しました。

これまでは、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会を目指すとしておりましたが、近年の世界的な温室効果ガス排出量の増加により、具体的な実施時期が示されたところであります。脱炭素社会の実現は大きな課題であり、目標達成に向けての方策及び経済界への対応等が急務になり、今後、多方面で脱炭素にむけた議論が加速するものと考えております。

ご質問の1点目、再生可能エネルギー利用の現状はについてではありますが、再生可能エネルギーの種類は、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電などがございます。特徴としましては、枯渇のしないエネルギー源で温室効果ガスの排出がないもので、温暖化の対策となるメリットがあるものの、季節や気候の影響を受けやすく、設備等のコストが高いというデメリットがあります。

中でも、太陽光発電は、近年、一般住宅等での導入が多く、発電システム全体を見ても需要が高まっております。本町においての利用状況は、現在 小学校、中学校、都市交流施設道の駅保田小学校が太陽光発電システムを導入し、各施設での電力使用、

また一部施設では余剰電力の売電を行っております。今後の公共施設等の整備では、再生可能エネルギーの導入を検討し、高度化したエネルギー構造の施設整備を促進して参ります。

また家庭における地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備の整備促進事業を行っており、個人住宅における住宅用太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システムであるエネファームといった省エネルギー設備の設置に対して、例年5件から6件の補助を行っており、環境に配慮した省エネルギー住宅の促進が図られております。

今後も、本事業を引き続き実施することで、地域の良質な住環境づくりを推進して参ります。

また、再生エネルギーの活用については、地球温暖化防止対策によるものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律では、町の責務として、温室効果ガス排出抑制等の施策を推進することが求められておりますので、取組を進めていく必要があると認識しております。

ご質問の2点目、循環型社会についての考え方は、についてであります。循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し、なるべくごみを出さないようにし、廃棄物のうち、有用性のあるものを循環資源として利用することで、適正な廃棄物処理により、環境への負荷をできる限り低減させる社会であり、私たちは良好な自然環境を、未来の世代に引き継いでいく責務があると考えております。

一般的に循環型社会を実現するためには、一人一人が毎日の生活の中で、ごみを発生させない、再使用する、再生利用する取組を進めていく事が重要であります。

本町の事業に置き換えますと、1点目で答弁致しました再生可能エネルギー利用における、公共施設での活用及び助成事業のほか、現在、施設整備に向け事業を実施しております、君津地域及び安房地域6市1町の事業である、第2期君津地域広域廃棄物処理事業は、ゴミの焼却処理により、発生する熱エネルギーを回収及び利用するサーマルリサイクル施設であること、また、南房総市と協働で実施しております、一般廃棄物し尿処理施設整備事業では廃棄物処理後の脱水汚泥を、焼却施設の助燃材として活用することを計画しており、これらの事業は循環型社会の形成に寄与した事業であります。

ごみの減量化に関しては、住民の方々への啓発も含め例年実施をしているごみゼロ運動や町民全員による一斉清掃は、多くの町民の皆様にご協力をいただいている事業であり、特に一斉清掃は近隣では本町のみが実施していることから、町民の方々の美化意識も非常に高く、例年多くのごみが収集されリサイクルへの活用もしておりますので、廃

棄物の再資源化に則した事業と考えております。今後、地域の環境を考える上では、循環型社会の推進は必要不可欠と考えますので、これを念頭におき、町の施策、または、事業と併せて、町民の方々と協働して、取組んで参りたいと考えます。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしくお願い致します。

**○議長（青木悦子）**

3番、竹田和明議員。

再質問はありますか。

**○3番（竹田和明）**

ご答弁いただきましてありがとうございます。私の方から再質問をさせていただきます。

まず1点目の財政調整基金についてですけれども、財政調整基金の残高が、令和元年度末の8億3000万円に対して、令和2年度末には13億円を超えると、これは大幅な増額となっているわけですが、一昨年の台風災害と昨年来のコロナ災害で、厳しい財政状況です、財政調整基金もかなり残高が減ってしまうのかというふうに思っていたわけですが、これが言ってみたら大幅に増額するという事なんのですけれども。

この辺、財政調整基金というのが、分かりにくい基金なのかなという気もしますが、この基金が増加した要因として、財政改革により捻出した財源というのは具体的にどういふものがあるのか、そしてどの程度のそれが増額要因になっているのかということについて質問をさせていただきます。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは財調の残高、この2年間の経緯等について、また行革の効果について、お答えをしたいと思います。

令和元年度から2年度にかけての行革について、予算額に直接効果があったものとしては、令和元年度では歳入面では、職員の駐車場の賛助金など5項目で210万円ほどでございます。歳出面では特別職等の人件費削減などを3項目で940万円ほど。歳入歳出合わせまして効果額は1150万円ほどとなります。また令和2年度においても、項目としてはほぼ同様でございます、歳入歳出合わせた効果額は960万円ほどでございます。

なお基金が2年かけて戻った理由ということでございますが、若干その財調の推移についてご説明をさせていただきたいと思っております。令和元年度の12月補正後に、4億9千万ほどということで1番残高が減少しました。その後令和元年度末には8億3千万円まで回復し、令和2年度中には5億1千2百万ほどを積み立てて、年度末の残高は13億4千3百万円ほどとなる見込みでございます。

台風被害後、基金残高が回復した要因としましては、令和元年度中の計上予算につきまして、実績見込みに基づき事業費が減額となりました。このことによりまして、付随して一般財源が軽減されたこと。また一般財源を充当予定としていた事業についてその後、国庫補助金や地方債といった特定財源を充当することができたこととなりまして、一般財源が軽減でき、結果的に基金の取り崩しが減額となったということでございます。

また令和2年度におきましては、当初予算との比較で普通交付税の交付額が2億1千万円ほど増えております。また、前年度繰越金が予算に比べて3億4千6百万円ほど増となりまして、この増えた分が基金への積み増しになったということで繰越金が平年を大きく上回った4億4千6百万円の要因につきましては、令和元年度における特別交付税が台風の復旧経費などが費用として算入されたことによりまして、予算額に対して大きく上回ったと。結果的にそれが翌年度の繰越金に反映されたということでございます。その結果、財政調整基金の残高が回復、またそれを上回ったというような状況でございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

3番、竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。

基金の残高につきましては順調に回復してきて、それも経年ですね、いわゆる行政改革の成果だというふうに理解をしております。

それと2点目の質問についての再質問ですけれども、先ほどですね、すみません。私の方で都市交流施設増設計画と申し上げたのですが、答弁の中で正しい用語で都市交流施設周辺整備事業等ということで、ここは言葉を訂正させていただきますが、この都市交流施設周辺整備事業等につきましてですけれども、コロナ禍において、この支障はないかということなのですが、都市交流施設周辺整備事業等の整備工事費用の見込み額は6億6千万円とのことで、過疎対策事業債を全額充当するということにより、発行額の7割が後年度交付措置されるとのことですが、逆に自由度が高くてまた事業費の100%に充当できるこの過疎対策事業債を使うということは、自治体のいくらかでも起債ができるという意味において、事業体のモラルハザード、自治体のモラルハザードを生むとの指摘もあると聞いております。

当事業を、この周辺整備事業の事業について、その収益で元利償還が可能なのかということについて再質問をさせていただきます。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

## ○総務企画課長（平野幸男）

それでは、都市交流施設周辺整備事業のまた過疎債充当についてお答えしたいと思います。

まず初めにモラルハザードということに関して、一部大臣の発言もあったことですが、人口の減少に歯止めがかからない結果をもって、当該自治体の努力不足というようなことの発言がありましたけれども、これについては私ども若干の違和感がございます。

それぞれの自治体には、立地や産業構造、また過去からの課題など様々な特性がございまして、努力しているか否かについて、その度合いを人口減少の結果をもって、判断されるというのはそういった判断できないものと思っております。

むしろ東京一極集中や少子化の問題については、国の全体で政策が必要でありまして、国自体も、現状では移住定住の推進ということから、いわゆる関係人口の増加を推進していくというような方針にもシフトしているように見受けられます。当町の過疎対策事業債の借入に関しましては、予算編成において必要な事業を見定めまして、有利な補助金が見込めない場合に限って適正性のあるものについて、財政負担の軽減を図るために、過疎債の充当をしております。

過疎債充当についても予算を議決いただいた上で、借入れを行っているものでございます。従いまして、その過疎対策事業債ありきで事業を盛り込んでいるというようなことはございません。

それから次に収益で元利償還が可能と言えるかというようなご質問でございますが、都市交流施設支援整備事業については、竹田議員おっしゃいました通り、予定工事費が6億6千万円、そしてその他経費等を含めまして現状では、全体の事業費を8億9千万円と見込んでおります。

財源としては8億7千万円を過疎対策事業債で借り入れるということで今予定しております。これを今までの借入条件、12年償還3年据え置きということで現状の利率で算定しますと、1年間で、9千7百万円ほどの元利償還額となる見込みです。

また一方、昨年7月に策定した本事業の基本計画における収支計画では、町からは指定管理者に対して広域的なスペースの、維持管理の費用として年間200万円。そして収支差引後の収益は年間で300万円と、基本計画の中ではそういった見込みをしております。差し引きしますと指定管理料との差は100万円ということで、年間での元利償還への充当可能な額は100万円ということで、償還する額と、収益との差は大きく開いておりますし、それが今回の計画の現状でございます。

周辺整備事業における収益金の想定額やその扱いについては、現在の都市交流施設、道の駅保田小学校と同じような考え方で考えますと、収益金を過疎対策事業債の元利償還に充てるのではなくて、後年度の修繕等の費用に積み立てるということになっておりますので、この辺については今後も検討が必要かと思っております。なお一般的な地方

債の考え方としましては、公営企業については、独立採算ということもありますので、基本的に事業収益をもって元利償還に充てるということでございますが、普通会計の場合には、税等の一般財源を持って元利償還に充てるということでございますので、個別、個々の施設の利用料をもって償還財源とするものではありませんので、これについては、基本原則に基づきまして税等によりまして償還するというにしたいと思っております。

特にこの過疎対策事業債につきましては、こういった観光レクリエーション施設であっても、いわゆる独立採算が困難な施設を対象としています。いわゆる収益金の上がる収益が高い施設については、起債の充当ができないことになっておりますので、こういった面からも元利償還に収益金を充てるという考え方はございません。とは言いましても、大きな事業投資になりますので、町長からの答弁にありました通り、できるだけコストを削減して事業全体を低減でき、また収益性が高まるような施設にはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

3番竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

ご説明ありがとうございます。

ちょっと今の点で改めて質問させていただきたいのですが。要するに過疎対策事業債については、7割が交付金で賄われるということで、3割については将来の住民負担ということになると思うのですが、いわゆる事業の費用対効果ということで考えると、この3割の住民負担分が事業の収益ないしはその波及効果によって町に効果として還元されるということが言ってみたら最低の条件なのかなというふうに考えているわけですが、その費用対効果ということについて、効果が3割以上見込めるということによろしいのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今回のこの都市交流施設周辺整備事業は、観光レクリエーション、また子育て支援等いろいろな多目的な利用があると思っておりますけれども、分かりやすい例で言いますと今回過疎対策事業債充当します中央公民館などについては、いわゆる行政サービスを行う施設ですね、そういったところに竹田議員がおっしゃるように収益が上がって、元利償還の3割分を使用料とかで充当できるかということ、これは全く、使用料だけでは充当できませんし、ある意味町民の方がご利用いただくということで、その施設の効果があるわけで、費用対効果、いわゆる金額的なものでいうと今回の都市交流施設周辺整備事業についても、収益を持って充当はできないという先ほどの答弁は変わりありません。

ただ、これから先、地域の産業振興とか、そこにお入りになったテナント、あるいは出荷等をされる事業者の皆さんの収益が間接的には税収に、関わってくるということでございますので、その辺の具体的なシミュレーション等はまだ行っておりませんが、そういったものに効果があるということでご理解いただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。

今回のこの施設がいわゆる事業施設であると同時に、公共施設でもあるということで理解を致しました。

2点目の質問に移らせていただきます。このコロナ禍を経て人口の地方分散の予測もある中で移住者を受け入れるための鋸南町の基本的な考え方についてでございますが、ご説明答弁の中では、いわゆる今策定中のまちひとしごと創生総合戦略で人口減少、移住の促進、交通の基盤の充実など、これらは住民アンケートでも対策が必要な優先度の高い施策として示されております。

これら優先度の高い施策について、P D C Aサイクルの見える化が図れないかというのが質問になります。今、この総合計画および総合戦略についてもですが、作成が法律上義務化ではなくなりましたので、そういう意味で議会での承認プロセスなんかもなくなっているというような中で、この総合戦略についてこの3月期で終わる前回の総合戦略と新しい総合戦略で具体的な施策が何が違うのかちょっと分かりにくいのかなど。

何が違って来たかというのは似たような施策もあるし、そうでない施策もあるという中でどれだけ効果があったかということについては、先ほど申し上げたような重要なK P Iについては、非常に議会としてもそうですし、住民としても非常に注目をしているところだと思いますので、少なくとも1年ごとにこの成果について、各施策のこの重要なK P Iについての施策については、P D C Aのサイクルの見える化ということが図れないかという点についてご質問をさせていただきます。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

P D C Aサイクルの見える化についてというご質問でございます。

国が昨年12月に策定した、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略、この関係に付随しまして国の方からはP D C Aサイクルを地方公共団体においても実施をするようにと、検証するようというところで示されております。

本町においては、現行の総合戦略と同様に次期総合戦略においても、有識者で構成致

します総合戦略の検証会議において、この総合戦略の数値目標と実績を示した進捗状況をご報告致しまして、ご意見を伺う予定であります。

その後見える化ということでございますが、町のホームページに公表をして参る予定でございます。それから特には見える化が図れないかというようなご意見でございますが、行政の内部では検証会議にお示しをする前に、進捗状況とあわせまして基本目標の施策ごとに成果や課題、それから今後の方向性、これを取りまとめて改善のための取り組みを図っております。これは毎年行っております。

これを町民の皆様、それから関係者の皆様に公表することで、見える化が図れるのではないかなと思っております。先ほど冒頭ですね、事業そのものの内容についてもなかなか理解しがたいというご質問もありましたので、できる限りその内容について公表させていただくようなことを考えております

### ○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

ありがとうございます。

1番かどうかあれですけど、その人口問題ですね。人口予測ということもこの総合計画の中で示されておりますが、実際目標として掲げた数値と実績との乖離があるわけなのですが、その乖離が具体的な施策で穴埋めできていないとすれば、それはどうしてその穴埋めができなかったのかというその分析のところですね、これをぜひ情報をちゃんと広報していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

そしたら3点目の再質問に移りたいと思います。

脱炭素化に向けた取り組みについてということですが、現状の再生可能エネルギーの利用状況はということですが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないとありますが、当町の温室効果ガスの排出量であるとか、この公共団体の実行計画の策定状況というのはどうなっているのか、質問を致します。

### ○議長（青木悦子）

建設水道課長。

### ○建設水道課長（平嶋隆）

当町の温室効果ガスの総排出量と、実行計画の策定状況はというようなご質問であると思っておりますので、お答えしたいと思います。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、全ての都道府県および市町村において、その事務および事業に対して温室効果ガス排出量の削減等を目的と致しまして、地方公共



団体の実行計画を策定しまして、温室効果ガス総排出量の具体的な数値を含めた実施状況を公表するというものとしております。

これを含めまして、当町においても本年度より今策定に着手しておりまして、現在、最終的な数値の修正を含めた確認作業を行っているところでありまして、年度末までには計画を完成させまして公表をする予定でおります。

計画の中では、申します通り、当町での温室効果ガスの排出量を公表しまして、削減の目標、取り組み方針とその内容、点検、評価、進捗の公表、今後の計画の見直し等を示させていただきまして住民の方々、また事業者の方々の模範となるような、温暖化防止の取り組みを推進していきたいということで考えております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ご説明ありがとうございます。今年度末までにはこの計画が策定されて公表されるということですのでそれを待ちたいと思いますが、当町については、森林が多くて、そういう中でCO2の排出権の買取制度だとかいったことも多分今後の課題となってくると思いますので、その辺もあわせまして、今後の計画の策定をお願いしたいと思います。以上で私からの一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

**○議長（青木悦子）**

以上で3番 竹田和明議員の質問を終了します。

ここで、午後1時30分までを休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午前 11 時 5 5 分 ……………  
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

**◎一般質問**

**◎1番 笹生あすか**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

1番 笹生あすか議員の質問を許します。

1番 笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

## ○1番（笹生あすか）

新型コロナウイルス感染症対策について、飼い主のいない猫についての2件質問します。

1件目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルスの第3波が到来し、緊急事態宣言の発令され、昨日東京都の新規感染者数よりも千葉県の方が多かったという報道もあります。又、近隣市では、複数の介護施設等でのクラスターも発生しています。1月、当町指定管理の鋸南病院でもクラスターが発生しました。新型コロナウイルス感染症は誰でも感染してしまう可能性があり、感染してしまった個人を責めるものではありません。まだまだ、収束が見えない今、なぜクラスターが起こってしまったのか。2度と同じことが起きないように対策が必要です。また、病院職員の安全を確保するとともに、町民が安心して鋸南病院を利用できるように改善が必要だと考えます。そこで、3点質問します。

1点目は、発症後も勤務を継続していた職員がいたとの情報があるが、実態はどうだったのか。

2点目は、職員の体調管理や、発症した際の勤務変更など、感染対策を踏まえた勤務体制等について町は把握していたのか。

3点目は、新型コロナウイルスに限らず、今後も感染症対策として、体制を整える必要があると考えるが、町に指導等を行う考えはあるか。以上です。

続いて2件目、飼い主のいない猫についてです。全国的に飼い主のいない猫が社会問題になっており、町民からも近所にいる飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を自分のお金でやっているが、経済的な負担が大きいなどの相談が寄せられています。個人や団体で不妊手術費用を負担している現状があり、千葉県では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業を令和元年度からスタートし、公益財団法人どうぶつ基金では、全国の行政と協働して、さくらねこ無料不妊手術事業に取り組んでいます。

そこで、2点質問します。

1点目は、鋸南町における、飼い主のいない猫についての現状はどうか。

2点目は、町として、飼い主のいない猫に関する対策が必要だと考えるがどうか。

以上で、1回目の質問は終わります。

## ○議長（青木悦子）

1番 笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁致します。

1件目の新型コロナウイルス感染症対策について、お答え致します。

ご質問の1点目、発症後も勤務を継続していた職員がいたとの情報があるが、実態はどうだったのか、についてであります。発症した職員の勤務状況、健康状態につきまして、指定管理者である、医療法人財団鋸南きさらぎ会に確認しましたところ、始めに感染が確認された職員は、発病日として公表されている1月1日から診断確定日の7日までの間に、4日と6日の2日間、勤務していたとのことです。

当該職員の勤務時においては、発熱はなく、新型コロナウイルス感染症を疑わせる自覚症状は見受けられなかったとのことです。

PCR検査に至った経緯は、1月6日に、新型コロナウイルス感染症に罹患した方から電話連絡があり、同日の夕刻に自らが濃厚接触者と思われる旨を看護師長に報告し、翌日の7日、安房保健所の指示のもと、発熱外来を受診、PCR検査を実施して、陽性が確認されたとのことです。発病日につきましては、安房保健所が本人からの聞き取り調査により、感染された方との接触状況等を基に、年月日を公表しているとのことです。

鋸南きさらぎ会では、勤務前に体温測定を行い、37℃以上の職員は帰宅させ、翌日まで熱が下がらない場合は、発熱外来を受診することを感染症拡大防止対策として実施しているとのことです。当該職員においては、診断確定後、保健所の指示、健康観察のもと、入院し、退院後、自宅療養にて観察解除まで過ごされたとのことです。

ご質問の2点目、職員の体調管理や、発症した際の勤務変更など、感染対策を踏まえた勤務体制等について町は把握していたのか、についてであります。昨年3月13日に開催した町の新型コロナウイルス対策警戒本部会議での感染症予防対策として、マスク着用、手指消毒、出勤前の検温37.5℃以上は出勤停止、フロア等の消毒、室内の換気、密を避ける、不要不急の外出及び会食の自粛など決定した内容を、翌週16日に、鋸南きさらぎ会へ伝え、同会の感染症予防対策の状況を確認したことを始め、感染症防止対策について協議を重ねてきたところでありましたが、議員もご存知のとおり、鋸南病院は、指定管理者制度で運営されており、職員の勤務管理等は、鋸南きさらぎ会が行っているため、詳細な把握までしておりませんでした。

令和3年1月7日に鋸南きさらぎ会から、新型コロナウイルス感染症に職員が感染した報告を受け、保健所など関係機関とともに、発生の状況、職員の体調管理や、職員の勤務など状況把握を行ったところであり。今後も、指定管理者の鋸南きさらぎ会と、連絡体制を密にし、緊急時の状況把握については、速やかに行えるように、対応して参ります。

ご質問の3点目、新型コロナウイルスに限らず、今後も感染症対策として、体制を整える必要があると考えるが、町に指導等を行う考えはあるか、についてであります。医療法を基本とする法令に基づき、国、県の許可を受け、医療に従事している指定管理者に対しては、許可権者である国、県からの監視があります。

毎年実施されている保健所による医療監視立入検査や数年に1度実施される関東信

越厚生局の指導監査及び千葉県健康福祉部医療整備課による指導監査が法令で定められており、医療機関における業務の実態調査が実施されているところであり、感染対策もこの調査に含まれており、調査の結果、指摘があった際、指摘事項を改善し、改善結果を報告しなければならないこととなっております。

また、指摘事項及び改善結果については、指定管理者から町に報告され、双方で協議のうえ対処しているところです。今回の鋸南病院内でのクラスター発生においては、県のクラスター班や、保健所における感染防止指導を受けておりますので、町からは感染防止対策等の徹底、遵守をお願いするものでありますが、関係機関と連携し、指導して参ります。

2件目の飼い主のいない猫についてお答え致します。

ご質問の1点目、鋸南町における、飼い主のいない猫についての現状はどうか、についてであります。飼い主のいない猫が地域に及ぼす問題点と致しましては、庭に入ってきて困る、庭に糞尿をされて臭い、発情期の鳴き声がうるさいなど考えられますが、猫は愛護動物であるため、動物の愛護及び管理に関する法律により、むやみに捕獲したり処分することは法律で禁止されていることから、猫が引き起こす問題が一部地域で社会問題化していると聞いております。

猫は犬と違い、法律で登録が義務づけられていないことから、数の把握が難しく、見かけた猫が飼い猫なのか、飼い主がいない猫なのか区別することができないことも対応を困難にしている一因であると考えております。

飼い主のいない猫の相談を、安房保健所に直接、ご連絡していただいている場合もあると思いますが、現在、本町におきまして苦情及び相談等は、殆どないといった状況であります。

飼い主がいない猫は、元を正せば無責任な飼い主による飼育放棄や、自然交配などにより生まれた猫などであることから、今後 地域で増えすぎてしまった猫により、環境に悪影響を及ぼす場合には、状況により行政として対応は必要と考えます。

ご質問の2点目、町として、飼い主のいない猫に関する対策が必要だと考えるがどうか、についてであります。飼い主のいない猫に関する諸問題は全国的に対策が必要であることから、環境省では、平成25年11月に人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを立ち上げ、犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行い、殺処分の削減等を図るための対策に係る取組等を平成26年6月にアクションプランとして発表しております。

そのプロジェクトの柱のひとつに、飼い主のいない犬猫の対策の推進があり、猫の室内飼育の徹底、無責任な餌やりの防止、不妊去勢手術対策の普及啓発の強化、地域猫活動の推進などが掲げられております。

千葉県においても、平成22年3月に、人とねこの共生ガイドラインを作成し、飼い

主の心構えや飼い主のいない猫に餌を与える際の遵守事項を示すことにより、猫の適正管理の啓発に努めています。また、猫の新たな飼い主を探す目的で、犬と猫との出会いの場をホームページ上に開設し、あげたい方とほしい方の情報交換の場として利用されています。

飼い主のいない猫の不妊去勢措置等につきましては、議員のご質問にもありましたように、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用する方法があり、個人や地域ボランティア、地方公共団体が申請を行うことにより、無料の不妊手術チケットが発行され、登録されている動物病院で手術を行うことができるというものになります。

本事業は、県内において、いくつかの自治体が登録し、既に事業を実施しているところであり、人と猫が地域で共生していけるように猫の命を尊重する取り組みを推進しております。地域の環境を保全する中では、有益と考えますので、今後の状況により制度の導入を検討して参ります。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁と致します。

よろしくお願い致します。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

1番、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

はい。最初の陽性者については答弁でわかりましたが、その後の陽性者やクラスターになった状況はどういうものだったのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。

1月7日に陽性者が確認された後、安房保健所の調査では、職員はマスクやフェイスシールドを着用していた。着用して勤務していたことから濃厚接触には当たらないと判断されたところではありますが、感染症が拡大している懸念から町から患者さん、全職員に対する検査を要請をし、職員からも実施に対する検査の要望がありましたので、翌日の8日に病院のほうで抗原検査を順次行うこととなったわけでございます。

まず抗原検査を2名の患者さんに行ったところ、すぐ2人の陽性反応が示されたということで保健所へと連絡致しまして、翌日の9日に外部委託者を含む職員47名と、あと入院患者24名の計71名のPCR検査を実施することとなりました。

医師および看護助手並びに5人の入院患者、計7名の陽性が確認されたところでございます。入院患者さんの中にはせき込む方がおられたと伺っております。そして医師に

あつてはですね、新型コロナウイルス感染症の疑わしい症状もなく、看護助手も無症状のですね、病原体の保有者と、いうところの報告を受けたところでございます。

その後におきましてですね、抗原検査やPCR検査を間隔をあけて実施し、19日のPCR検査で全ての患者さん、職員が陰性となったところであります。しかし、10日後の29日に病棟の看護師が前日これは味覚障害、嗅覚障害が発生したとのことですぐ発熱外来を受診し、PCR検査を行い陽性が確認されたということで。またこの報告を受けて同日、PCR検査を行い、全ての患者さん、そして職員の陰性を確認したところでございます。

クラスターとなった要因につきましては、発生当初は感染されている方はいないとの思いでですね、患者さんに接し対応していたこと、また患者さんは高齢で寝たきりの方が多かったことで、ウイルスが体内に増殖するのが遅くなり、度重なる検査でもですね、陰性を示していたのではないかと、これは医師からは伺っているところでございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

その後の陽性者やクラスターになった背景というものが時系列でわかったのですが、鋸南病院のそのクラスターに関連する濃厚接触者や接触者として検査した方々の状況をもう少し詳しく教えてください。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。国は濃厚接触者について発症の2日前から1m以内で15分以上接触した人と定義しているところでございます。また感染者がマスクの着用や手の消毒など周囲を感染させない対策をとっていた場合は原則濃厚接触者に当たらないとされておりましてございます。

PCR検査の陽性者における濃厚接触者は安房保健所が聞き取り調査を行い、国の定義に沿って判断し、PCR検査の実施の有無を決定しているところでございますので、町としてですね、検査をされた方についての状況についてはわからないところであります。しかしながら当該検査での陽性という結果が確認されましたら保健所から通知されているところでございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

感染された陽性になってしまわれた方の検査で、実際鋸南町でも濃厚接触になった方が陽性になってしまったっていうことは報道されて、ちゃんと公表されているのでそれ以上の方は出なかったっていうことだと思うんですけども。病院以外での町民の感染状況、新型コロナウイルスの感染状況はどうでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問にお答えします。鋸南町では2月2日以降新たな新型コロナウイルス感染症の発生は確認されておらず、今までかかれた方全ての方が回復されておるところでございます。

今までにおきましては館山市の医療機関に入院される間際の検査で、感染症が確認された方が1名おられます。そして鴨川市の医療機関に入院されている方、その当時はその医療機関の同じく院内クラスターという形になるわけですが、その方が1名。そして市中感染において1世帯6人と計8名となっておりますところでございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

2月2日以降新たな発生は確認されていないということで、日頃から皆さんが努力されている結果かなと思うんですけども、住民アンケートでも鋸南病院に対する意見は本当にたくさんありました。今後、鋸南病院が町民から信頼される病院にするために、町が検討していることはありますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問にお答え致します。指定管理者と町の執行部の間では連絡協議会という協議を行う場を設けておるところでございますが、指定管理者側ですね、職員との間でそのようなちょっと会話をする場がございませんので、一応今後におきましてはですね、職員との間においても話し合う機会を定期的に設けまして、接遇改善をはじめと致します諸課題での意見交換をする場として整えて参りたいと思っております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

今、鋸南病院は危機的状況にあると思うんです。今まで赤字だったりだとかして、いろいろあったと思うんですけど、さらにやっぱりクラスターが起きることによって危機的状況にあるんじゃないかって個人的に思っています。町は特別体制で取り組む必要があるのではないのでしょうか。もっと深く関わられるような契約の内容にしたりだとか、病院全体の、先ほど課長もおっしゃいましたけども、接遇の質の向上を図らなければならないので、病院を良くするためのプロジェクトチームを作るような取り組みが必要だと考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

一応プロジェクトに関しましては今後検討させていただきたいとは思っておるところでございますが、まずやはり職員側とまだ一度も会話をした経緯はございませんので、その中でですね、やはり双方、町ばかりがおこなってもいけませんので、病院といえますか、指定管理者側もですね、この問題については取り組んでいただかねばならない問題ですので。一応双方の中でですね、話し合った中で、やはりそういった取り組みのほうへとですね、進めたらいいのではないかと考えているところでございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

まだ新型コロナウイルス感染症の収束は見えませんが、町の大切な鋸南病院っていうものを守るために町だけでももちろんないし、病院だけでなく私たち議員みんなで力を合わせて立て直していかなければいけないのではないかと考えますので、今後も前向きな提案などいろいろしていきたいと思います。

続いて2件目の再質問です。町内にも猫などの保護活動をしている団体がありますが、情報公開や相談、協力要請などはありますか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

町長の答弁にもありました通り、飼い主のいない猫をはじめとする猫の相談というのは、今現在は個人また団体も含めまして、現在はほとんどないような状況であります。



また町内には、猫の保護活動をされているNPO団体があると聞いてございますので、今後におきましても、協力要請とか相談等ございましたら、環境の問題でもありますので、対応はさせていただきたいと考えています。以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

町の方に相談はほとんどないということなんですけれども、相談場所として建設水道課の建設環境室が担当課だということをご存知の方も多いのではないかなと思います。町のホームページを見ると、暮らしの情報っていうところがありまして、そこには犬猫っていう項目があるんですけれども、何も今掲載されていません。他の自治体をいろいろ調べてみると、飼い主のいない猫についての問題など、あと猫の飼い主に対して適正管理などの普及啓発について載っています。

ぜひホームページや町報などを活用してほしいと考えますがどうですか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今後、正しい猫の飼い方等をはじめとして、飼い主のいない猫の対応等、また、適正な管理による、地域の環境保全等あわせて、普及啓発等は、ホームページ、また町報等でやっていくことを検討していきたいと考えます。

またご指摘の通り、一般的に建設水道課で直接動物関係っていうことはなかなか繋がりませんので、わかりやすい表示等による方法は必要と考えていきたいと思えます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

助成事業があるのが一番いいんですけれども、今現在そんな相談が、あまり町の方に来てないってことで、それでなかなか一歩踏み出すのは難しいのかもしれないんですけれども。先ほどの答弁でもありました、さくらねこの事業に関しまして、何でさくらねこって言うかっていうと、その飼い主のいない猫を一度捕獲して不妊去勢手術をした猫の耳を桜の花びらのようにちょっとカットすることによって、その子たちが手術したかどうか分かる。

で、その子たちの一代限りの命を全うすることができる。できれば飼い主も見つければいいというようなプロジェクトなんですけれども、それを行政が申請すれば、その不

妊手術のチケットの枚数制限がないものになるので、ぜひ活用してほしいと思います。

また、今現在猫を飼っている方や、飼い主のいない猫のお世話をしている方へのメッセージがやっぱり重要になってくるかと思います。もちろんその猫を捨てるということは犯罪ですし、そういうものを他の自治体でも載せたりとかしてるので、ぜひ参考にさせていただいて、啓発していただければと思います。以上で私からの一般質問は終わります。

#### ○議長（青木悦子）

以上で笹生あすか議員の質問を終了致します。

ここで休憩と致します。

再開は2時10分をお願い致します。

…………… 休 憩・午後2時00分 ……………  
…………… 再 開・午後2時10分 ……………

### ◎発議案第1号の上程、説明、質問、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第5、発議案第1号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題と致します。

提出者、鈴木辰也より主旨説明を求めます。

提出者、9番、鈴木辰也議員。

〔9番 鈴木辰也 登壇〕

#### ○9番（鈴木辰也）

発議案第1号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定につきましては、私のほか4名の議員の賛成を得て提出したものであり、議員の報酬月額の5%を削減しようとするものです。

一昨年台風災害による甚大な被害、これに続く新型コロナウイルスの感染拡大は、町民の生活を圧迫し、事態終息の見通しは不透明なままとなっております。

人口減少が大きな問題となっている当町においては、災害、コロナ禍の影響による人口流出により、この傾向にますます拍車がかかる事が懸念されており、今後の税収の落ち込みによる町財政の悪化が危惧される一方で、地方交付税の伸びは期待できず、鋸南町の状況は、数々の不安要素が取り巻いております。このようななか、本定例会には、令和3年度も引き続き、特別職の給料を削減する条例改正案が提出されております。

これらの状況を判断した中で、鋸南町議会としても、令和2年度に引き続き議長、副議長及び議員の報酬月額について、1年間100分の5を削減する必要を認め、条例の改正を行おうとするものであります。

ただし、令和2年度末における財政調整基金の残高が13億4千万円を越える見通しであり、町管理職の給料の削減が本年度をもって終了すること、特別職については平成26年度から期末手当の削減を取りやめていること等を考慮に入れ、削減は報酬月額のみとすることと致しました。

なお本条例につきましては、公布の日から施行するものとし、削減額については、新型コロナウイルス感染症対策の一助とされるよう希望するものであります。

議員各位のご理解、ご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第6号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明致します。

専決処分のご承認をお願いするのは、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第6号についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、本県を含む11都府県に緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置等の対策によって、全国での新規感染者は減少傾向にあります。

国では、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、感染防止のためのワクチン接種を公費負担で全国民に行うこととし、医療従事者に対する接種以外は、各市区町村が接種の実施主体としています。

このため接種費用及び事務経費について予算措置を行う必要があったことから、去る2月1日に専決処分をさせていただきました。また、計上済み予算のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた漁業者等への事業継続支援金について、不足を生じる見込みとなったことから、併せて増額補正を行いました。

地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

歳出から説明をさせていただきます。8頁をお願い致します。

4款衛生費、1項、2目、予防費ですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として、1節、報酬から12節・委託料中、接種券作成委託まで合わせて243万4千円は、接種のための体制整備及び事務経費であります。12節、委託料中、ワクチン接種委託455万4千円は、接種2千回分の費用を計上致しました。なお本予算による接種対象者は、65歳以上の住民及び医療従事者を見込んでおります。

次に、同じ頁の下段、5款農林水産業費、3項、2目・水産業振興費18節、漁業者等事業継続支援金300万円は、申請数が増加したことに伴い補正をしようとするもので、その上、1項、3目、農業振興費18節、農業者等事業継続支援金において、予算に余剰を生じていることから同額を減額しようとするものです。

7頁をお願い致します。歳入であります。歳出でご説明致しました新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、費用の全額が国庫負担金及び補助金の対象となることから、15款・国庫支出金、1項・3目・衛生費国庫負担金において接種委託経費を2項・2目・衛生費国庫補助金において接種委託経費以外の体制整備及び事務経費をそれぞれ計上致しました。以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案を承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第7、議案第2号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第2号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。新旧対照表をお願い致します。

本特例条例は、町長の給料月額について30%、副町長及び教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、更に1年、令和4年3月31日まで延長致したく、条例の改正をお願いするものであります。本条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第8 議案第3号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第3号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明致します。

新旧対照表をお願い致します。

議案第2号において、町長30%、副町長及び教育長については20%の給料月額を減額するものですが、減額の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするも

のであります。

本条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第9、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

平成26年9月から特別職の職員となりました鳥獣被害対策実施隊員の報酬について

て、現在の活動内容に応じた報酬とするため、報酬日額の改正を行おうとするものです。

それでは新旧対照表をお願い致します。第2条、特別職の職員の報酬に関する別表中、鳥獣被害対策実施隊員の報酬日額を現行2千円から1万円に改めるものであります。本条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

非常勤特別職ということですがけれども、鳥獣被害対策実施隊員というのが特別職の非常勤ということですが、他のその特別職の非常勤例えば消防団であるとかですね、こちらの消防団についても、緊急対応とかですね、結構大変な仕事だと思わんですが、報酬の見直しというのは、鳥獣被害対策実施隊員だけを対象に見直しを行ったのか、特別職非常勤全体の見直しを行う中で、この実施隊員だけを見直すことになったのか、その辺の他の非常勤特別職とのバランスという意味で、どうなのかということで質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

まずどちら全体で見直したか個別にということですが今回については、自治体のみのですね、報酬改定ということで検討しました。そして全体については昨年4月から導入しました、会計年度任用職員の制度が始まりましたときに、特別職とその会計年度任用職員の区分ですかね、そういったものと、実際のその方針についてはですね、検討して振り分けをしたという状況でございます。

従いまして繰り返しになりますが今回の条例改正の大前提となります検討は実施隊員のみということでございます。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第10、議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第5号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を致します。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院規則が一部改正され、特殊勤務手当の特例として防疫等作業手当が追加されました。地方自治体にあっても同様の対策を講ずるよう国から要請があったことから、本改正とお願いするものであります。

それでは、新旧対照表1頁をお願い致します。

第2条、特殊勤務手当の種類及び支給額を定める別表において、8、防疫等作業手当を追加するものであります。支給者の条件及び支給基準、支給金額ですが、第1号、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち町が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として町が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で町が定めるものを支給者の条件として、1日を基準に3千円、ただし、患者等の身体に接触、又は長時間にわたり作業を行った場合にあっては4千円を支給金額と決めました。

2頁をお願い致します。第2号、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康

を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、町が定めるものを支給者の条件として、1日を基準に1千円、ただし、患者等の身体に接触、又は長時間にわたり作業を行った場合にあっては1千5百円を支給金額と定めました。

なお、第1号作業に従事した場合には、第2号作業に係る手当な支給しないものとしています。本条例は、公布の日から施行するものであります。以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

11番、笹生正己議員。

**○11番（笹生正己）**

今の説明で、国がこの手当をつけるということだったように記憶していますが、これを、これの作業に従事した、そして支払った補助金、補助金と補助額がどうなっているのか説明願います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今回支給した実績はございません。これからも可能性としては、私ども訪問看護等ですね、場合においてそういった接触があった場合に支給が想定されると思いますけども、具体的に国の方から手当に対する補助金なり、充当できる交付金っていうことは現在のところ確認はしておりません。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

**○議長（青木悦子）**

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第11、議案第6号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第6号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明致します。

令和2年及び平成30年の税制改正、並びに、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布等により、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。1頁をお願い致します。

第3章、同章第4条は、現行では削除された条文ですが、第3章の章名を「被保険者」とし、第4条で「被保険者とししない者」所謂適用除外の規定を設けようとするもので、児童福祉施設に入所している児童や、里親に委託されている児童などで扶養義務者がいない場合は、公費で給付を受けられるため、被保険者とししないとするものです。

第13条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に関する条項ですが、地方税法において所得を計算するにあたって、低未利用地に係る長期譲渡所得における特別控除に関する規定が追加されたことから、本条例においても租税特別措置法の条文を引用しようとするものです。4頁をお願いします。

3頁から続きますが、第20条は保険料の減額に関する規定で、現在の国保料においては、応益分を7割、5割、2割をそれぞれ軽減する制度がございます。この軽減の適用、減額割合を算定する条件について、給与所得控除、及び、公的年金等控除が10万円引き下げられる一方で、基礎控除額が10万円引き上げられたため、現行制度との公平性を保つため、第1号では「給与所得者等」の定義を定めるとともに、7割軽減について、第2号では5割軽減について、第3号では2割軽減について、それぞれ対象となる所得の算定方法を改めようとするものです。

7頁をお願い致します。

附則第2条は、ただいまの第20条において、給与所得者等に該当するかを判定するための、65歳以上の公的年金所得者に係る所得金額を、110万円とあるのを、当分の間、125万円と読み替える規定を追加しようとするものです。

附則第5条の改正は、字句の整理と、新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の条文を引用しておりますが、当該条項が削除され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定義が規定されたため、該当の条文から定義について規定しようとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、保険料の算定に関する第13条、第20条、及び、附則第2条の改正については、令和3年度分の保険料の算定から適用しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜われますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第12、議案第7号、鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。  
保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第7号、鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

今改正は、母子保健法第22条の規定に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を提供することを目的とし、鋸南町保健福祉総合センター内に子育て世代包括支援センターを設けようとするをお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

事業を規定しております第4条第1項につきまして、第6号として、子育て世代包括支援事業（子育て世代包括支援センター）母子保健法に規定する母子支援事業を追加するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

よろしく、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第13、議案第8号、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第8号、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、第8期介護保険計画の策定に伴い、介護保険料を改正しようとするものでございます。それでは新旧対照表の1頁をご覧ください。

第3条第1項では、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とするものであります。

第1号では、生活保護受給者の方、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方において、年額を4万2千円に、第2号では、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方は、年額を6万3千円に、第3号では、世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方は、年額を6万3千円に、第4号では、世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方は、年額を7万5千6百円に、第5号では、第4号における合計が80万円を超える方は、年額8万4千円に、第6号では、本人において市区町村民税が課税され、前年の合計所得金額が120万円未満の方は、年額10万8百円に、第7号では、第6号における合計所得金額が120万円以上200万円未満の方は、10万9千2百円に、第8号では、第6号における合計所得金額が200万円以上300万円未満の方は、12万6千円に、第9号では、第6号における合計所得金額が300万円以上の方は、14万2千8百円と規定するものです。

附則第2条の5では、第3条第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず第1号被保険者の低所得者に対する軽減措置として、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を、2頁をご覧ください。

第1号で、第3条第1項第1号に該当する者の保険料率を年額2万5千2百円に、第2号では、第3条第1項第2号に該当する者の保険料率を年額4万2千円に、第3号では、第3条第1項第3号に該当する者の保険料率を年額5万8千8百円に定めようとする

るものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行しようとするものです。また、経過措置と致しまして、令和2年度以前の保険料は、なお従前の例によるものであります。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第14、議案第9号、鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第9号、鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を致します。

本条例は、本町を応援してくださる個人又は団体から寄付金を募り、その意思を具体化することによって、多様な人々の参加によるまちづくりに資することを目的として、平成20年6月に施行致しました。現行条例において、施行当時の町総合計画における5つの基本目標を寄付金の使途、使い道として定め、寄付を募って参りましたが、5つの区分が抽象的であることから、寄付者が寄付金の使途を選択しやすいよう、改めようとするものであります。それでは、新旧対照表をお願い致します。

第2条、寄付金の使途指定等に関する規定ですが、現行の第1号から第5号までの使途について、改正案に記載の第1号から第4号までに改めるものであります。なお、第4号に関しましては、特別に寄付を募り、推進すべき事業について、使途、使い道とすることができるとしたものであります。

本条例は、令和3年4月1日から施行し、改正前に寄付された寄付金の処分は従前の例によるものであります。以上で、議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

ただいまこの変更の趣旨をご説明いただきましたが、何かこの寄付金の名前鋸南町豊かなまちづくり寄付金に対して、この寄付金の使途の区分がですね、何かちょっとまちづくりと言えるのかなって言うようなところがちょっと感じます。

現行のその区分では確かに抽象的とは言いながらもですね、最後に全部まちづくりって入ってるので、まちづくりのための寄付なんだっていうのはわかるんですけど、例えば保健福祉医療であるとか教育であるとか、地域活性化っていうのは、これが寄付金で充当するのがふさわしいのかなって言うのがちょっとよくわからなかったんですけど。

例えばその使途の中にですね、その災害に強いまちづくりであるとか、今耕作放棄地が問題になってますけれども、こういった環境保全のためのまちづくりであるとか、そういったものもあっていいんじゃないかなって言うふうにも思うんですが、その辺のところいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、現行の区分、5つですね、これは全て生活環境から産業まで、いわゆる町



の政策分野を包括するような形になっておりまして、実際にそのまちづくりの寄付金の区分としてですね、1号から5号までそれぞれ応分の寄付が集まっております。これはその中で抽象的って私が申し上げたのは、生活環境と例えば生活基盤ではこういった区分になっているのかというのがわかりづらいということで、今回、4つの号に分けたわけでございます。

いずれにしても全体として町の方を政策分野を包括するような形に、どの分野にご意思があるかということを考えますと、保健福祉医療といういわゆる福祉分野のものと教育、それから産業住環境ということで、この3つを区分すれば、寄付の皆さんが意思をどれかに分けて寄付できるのではないかということで、また最後の4号につきましては、竹田議員ご意見としてございましたが、特別に町がまた、例えばクラウドファンディングと似たような形になると思いますけども、達成したい事業があつて、早急に寄付を集めるということであればですねその分野を町長が必要と認めた事業ということで定めて公表して寄付を募るということでございますので、ご意見の中については、第4号の規定によって取り行われるんじゃないかなというふうに思っております。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

**○議長（青木悦子）**

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第15、議案第10号、を安房郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する

規約の制定に関する協議についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第10号、安房郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明を致します。

規約の一部改正は、安房郡市広域市町村圏事務組合の事務所を移転することから、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお願い致します。第5条、事務所の位置について、館山市北条420番地の4から、館山市館山1564番地の1館山市立博物館分館内に変更をするものであります。

本規約は、令和3年4月1日から施行するものであります。以上で、議案第10号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第16、議案第11号、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第11号、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明を致します。

規約の一部改正は、広域廃棄物処理事業において、施設建設地の決定に伴い、令和3年4月1日付けで協議会の事務所を木更津市から富津市に移設したいことから、地方自治法第252条の6の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法252条2の2第3項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第5条、協議会の事務所の設置場所について、木更津市潮浜三丁目1番地、木更津市環境部まち美化推進課から富津市下飯野2443番地、富津市市民部環境保全課に変更をするものであります。

第10条 職員、第1項では、協議会では協議会の担任する事務に従事する職員について、木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室から富津市市民部環境保全課に変更するものであります。

第17条、経費の支弁の方法、第3項では、経費の支弁方法について、負担額の納付先を木更津市から富津市に変更するものであります。本規約は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。以上で、議案第11号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第17、議案第12号、特定事業に係る変更契約の締結についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第12号、特定事業に係る変更契約の締結についてご説明致します。

特定事業に係る変更契約を締結しようとするものは、第2期君津地域広域廃棄物処理事業であります。契約金額は、変更前820億6千万円。変更後は、三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除前826億4573万9千円。三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後809億4720万2600円。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

別添資料をお願い致します。上段の表は、事業者提案による、事業者グループ株式会社である日本製鉄株式会社の事業系ごみの受入れに係る、変更となる契約金額を示したものとなります。当初契約金額は820億6千万円であり、変更契約金額は日本製鉄株式会社負担分控除前で826億4,573万9千円となります。

この変更契約金額から三者協定に基づく日本製鉄株式会社の負担分を控除致しますと809億4720万2600円となり、当初契約金額である820億6千万円との差額11億1279万7400円のメリットがでますが、日本製鉄株式会社が一部費用

負担をすることにより交付対象外となる交付金が1億5201万7300円減となることから、実質的なコストメリットは9億6078万100円となります。

参考と致しまして、中段の表に自治体別負担額をお示ししており、当町は1.48%であります。下段の表には、全体概算事業費と、各市町の事業費をお示ししております。実質負担額が約809億4720万3千円でありますので、当町の20年間の実質負担額は9億8955万1千円、年額で4947万8千円と見込んでおります。以上で議案第12号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第18、議案第13号、財産の取得について（都市交流施設周辺整備事業）を議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

取得しようとする財産は、所在地は、鋸南町保田字波佐間731番地ほか11筆。地目は、田ほかです。面積は9114.74平方メートル。取得の目的は、都市交流施設周辺整備事業。取得価格は、1億3457万9525円。取得の方法は随意契約でございます。なお、資料として物件目録をお手元に配付してございます。

予定価格が1千万円以上かつ取得面積が5千平方メートル以上である不動産の買入れでありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。以上で議案第13号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

8番、小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

物件目録があります。それについて二つ教えてもらいたいと思います。全部教えてもらいたいんですけど2つだけ、4番。雑種地、957平方メートル、6番、田んぼを1960平方メートル、これはいくらか取得したか値段をお願いします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それではお答え申し上げます。4番の波佐間の745番地につきましては、土地の代金は1452万207円でございます。それから6番、747番地の1他でございますがこちらは下のですね、748番の3と合わせておりますので合わせた金額で申し上げますが、2つで合わせまして1057万円でございます。

**○議長（青木悦子）**

再質疑はございますか。

8番、小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

雑種地957平方メートル。約1反ですよ。1反でいいですか。私も計算1000平方メートル。雑種地で、1452万するっていうのは、ちょっとこれは値段が高すぎませんか？一反1400万。下の方の6番。2つで足してこれは9.9ですからでもいい2反ですね。田んぼに田んぼで1000万、今の価格から言って、こんな高い土地は、ないですよ。500万、いい土地ですね。あそこら辺はあんまり耕作してないじ

やないですか。ちょっと値段に納得できないんですけど、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

まず4番の雑種地でございますが、平方メートルでの単価で申し上げますと、1万5173円でございます。それから6番の地目が田につきましては、5366円が単価でございます。いずれも不動産鑑定士の資格を持った方の不動産鑑定評価をもって、私共の単価とさせていただいているもおりますので、適正な価格というふうに考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質疑はございますか。

3回目です。8番、小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

誰が評価されたのですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

お答えいたします。町の方から不動産鑑定を委託いたしました首都圏不動産鑑定株式会社の不動産鑑定士、海野先生の評価でございます。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありませんか。

11番、笹生正己議員。

**○11番（笹生正己）**

私もそれぞれ種目別に単価教えてもらえればと思ったんですけど、個人の名前も全て載ってますんでね、教えてもらえないかと思ったらはっきりと小藤田議員が聞いた中で答えられたから、いいんですけど、私も鑑定士のそのままで交渉もしないで買ったのかなっていう気はします。

少々高いような、少々じゃない、だいぶ高いような気がします。交渉事、土地の場合は交渉事ももちろんありますんで、役所で売買するには交渉はしないのかな、鑑定士が言うそのままかなっていうことを思ったんで、先ほど手挙げました。交渉はしたんですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

私どもとしては交渉のための評価額を算定いただきましたので、総額をお示しした上

で、売買のを仮契約をしたということでそれが交渉ということになるかどうかわかりませんが、経緯としては私どもから評価額を示させていただいたということでございます。

**○11番（笹生正己）**

私が言う交渉とは、手の内を全部無視しちゃって、はい、こうですよっていう交渉のことは言いません。役所はこういうことをやるんだなと思ったからしょうがないですね。もう質問にはなりません。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

**○議長（青木悦子）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第19、議案第14号、指定管理者の指定について、鋸南町ボランティアセンターを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第14号、指定管理者の指定についてご説明致します。

鋸南町ボランティアセンターの管理につきましては、平成18年9月1日より指定管理者として、鋸南町社会福祉協議会が行って参りましたが、令和3年3月31日をもって期間が満了となります。



これに伴い、鋸南町ボランティアセンターの管理業務につきまして、指定管理者により、管理委託しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町ボランティアセンター。

指定管理者となる団体は、鋸南町保田560番地、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会、会長、斎藤正であります。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第20、議案第15号、指定管理者の指定について、町営保田漁港公示施設を議題と致します。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

議案第15号「指定管理者の指定について」説明致します。

町営保田漁港公示施設「浮棧橋」の管理につきましては、平成28年4月1日から指定管理者として鋸南町保田漁業協同組合が管理を行っておりますが、令和3年3月31日をもって、期間が満了となります。

つきましては、鋸南町漁港管理条例第22条の規定により、令和3年4月1日以後も管理運営を指定管理者により行いたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いしようとするものです。

指定しようとする内容につきましては、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、町営保田漁港公示施設、これは浮き棧橋施設でございます。

2、指定管理者となる団体の名称、鋸南町吉浜99番地5、鋸南町保田漁業協同組合、代表理事組合長、蛭田準。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

なお、これに係る町の委託経費につきましては、漁港管理条例第22条の3の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受し、その利用料金により管理運営を行うことから、町の委託経費はかかりません。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第21、議案第16号、町道の路線認定についてを議題と致します。  
建設水道課長より議案の説明を求めます。  
建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第16号 町道の路線認定についてご説明致します。添付の資料と併せてご覧ください。

町道の認定をお願いしようと致しますのは、主要地方道 鴨川保田線、市井原地先の県道の局部改良に伴い、県から町に移管されることとなります、旧県道部分の道路を町道として路線認定するものであります。

認定する路線の名称は、3039号線、道路の起点は、鋸南町市井原字井戸の上1244番1地先から終点 鋸南町市井原字東臺141番1地先までの延長93.7メートル、道路幅員は最小幅員で9.7メートル、最大幅員で49.6メートルでございます。

移管される道路につきましては、県事業により道路舗装を行い、地域の道路の利便性を確保するうえからも、管理は町が望ましいとのことから、町道としての道路認定をお願いするものでございます。以上で、議案第16号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより、採決を行います。  
原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

明日3月3日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… **散 会 ・ 午後3時28分** ……………

## 令和3年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年3月3日 午前10時開議

日程第1	議案第17号	令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について
日程第2	議案第18号	令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（3号）について
日程第3	議案第19号	令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第4	議案第20号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第5	議案第21号	令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
日程第6	議案第22号	令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第7	議案第23号	令和3年度鋸南町一般会計予算について
日程第8	議案第24号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第9	議案第25号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10	議案第26号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第27号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第12	議案第28号	令和3年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石 治和	副町長	内田 正司
教育長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	加藤 芳博	保健福祉課長	杉田 和信
地域振興課長	飯田 浩	教育課長	福原 規生
建設水道課長	平嶋 隆	会計管理者	寺本 幸弘
総務管理室長	安田 隆博	監査委員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹生 矩義

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、11 名です。

定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第 1、議案第 17 号、令和 2 年度鋸南町一般会計補正予算第 7 号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

#### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第 17 号、令和 2 年度鋸南町一般会計補正予算第 7 号についてご説明致します。1 頁をお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ 2960 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 6966 万 5 千円とするものです。各費目とも、決算を見込んだの歳入歳出補正となっておりますので、減額補正につきましては、一部、説明を割愛させていただきます。それでは、歳出からご説明致しますので、19 頁をお願い致します。

2 款総務費、1 項、1 目一般管理費、12 節中、被災者支援システム構築委託 200

万4千円の減及び、13節中、建物被害認定調査モバイルシステム使用料14万円の減、17節中、被災者支援システム関連備品69万3千円の減、合わせて283万7千円の減額補正は、国が同様のシステムを統一して開発、導入するとの方針を受け、町単独での導入を見合わせたものであります。

次に、同じ頁の下から2つ目、14節、配線敷設工事757千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を機に、今後も活用の拡大が想定されるWEB会議の環境改善を図るため、庁舎3階大会議室及び保健福祉総合センター会議室にインターネット配線を敷設しようとするものであります。

20頁をお願い致します。上段18節、中長期災害派遣職員経費負担金197万7千円は、応急住宅修繕、災害廃棄物処理及び災害復旧工事の業務に関し、千葉県及び船橋市から派遣いただいた職員の経費負担について、職員の派遣期間を一部延長したことから増額補正を行うものであります。なお、負担金の80%は特別交付税により措置される見込みです。

3目財産管理費、12節中、本庁舎水道用自家発電設備設置工事設計監理業務委託73万2千円の減及び、その下14節、同設置工事767万8千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により自家発電機の納入時期が不確実なため、関係予算の減額をお願いするものであります。なお、同様の予算について、令和3年度当初予算に計上をさせていただいておりますので宜しくお願い致します。

21頁をお願い致します。中段、8目広報事務費、17節、広報誌作成用パソコン22万2千円は、毎月発行している町報きよなんの誌面作成のためのパソコン1台を購入しようとするものであります。

23頁をお願い致します。3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、27節中、国民健康保険特別会計繰出金52万1千円は保険基盤安定繰出金の確定に伴う増額であります。

24頁をお願い致します。3目老人福祉費、27節、後期高齢者医療特別会計繰出金32万4千円は、保険基盤安定繰出金の確定に伴う増額であります。

5目・介護保険費、27節・介護保険特別会計繰出金1393万8千円は、保険給付費の増加見込みに伴う補正であります。

その下、7目通所介護サービス事業費、17節、電気消毒保管庫31万9千円は、デイサービス事業で使用している食器消毒用保管庫が不具合を生じているため、買い替えを行おうとするものであります。

下段、8目障害福祉費、12節中、障害者自立支援システム改修委託44万円は、障害者福祉サービスの報酬改定に伴う、給付費等審査支払等システムの改修費用の計上であります。

25頁、下段をお願い致します。2項、3目保育園費、12節、保育所管外委託60



万6千円は、管外委託児童数の増加に伴う補正であります。

26頁をお願い致します。3目保育園費、4目学童保育費及び5目幼稚園一時預かり費中、22節にそれぞれ計上した返還金については、国の子ども子育て支援交付金の令和元年度事業費確定に伴う精算により返還金が生じたものであります。

27頁をお願い致します。4款衛生費、1項、2目予防費、11節、役務費24万3千円の減及び12節中、ワクチン接種委託296万円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールが遅れる見込みから、接種見込み数を縮小するための補正であります。同じ項目、18節中、病院事業継続支援助成金4200万円は、本年1月に新型コロナウイルスの感染者が確認された鋸南病院の休業分も含め、診療への影響額に対し、医療法人財団・鋸南きさらぎ会へ助成を行おうとするものであります。財源については、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4113万6千円を充当致します。

28頁をお願い致します。4目保健福祉センター費、10節、修繕料57万円は、保健福祉総合センターの合併浄化槽、ばっ気ブローアの交換及びエレベーターの修繕に要する費用であります。

29頁をお願い致します。5款農林水産業費、1項、3目農業振興費、18節中、鳥獣被害防止総合対策交付金2310万1千円の減は、有害鳥獣防護柵新規設置予定地区数の減少及び国の運用改正に伴い交付金の対象捕獲期間が2か月短縮したことなどによる減額補正であります。同じく18節中、狩猟エコツアー事業補助金120万円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を中止したため、全額を減額するものであります。

30頁をお願い致します。6款商工費、1項、3目観光費、8節、普通旅費19万4千円の減及び10節、消耗品費2千円の減から18節、BBQ実行委員会補助金50万円の減までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光関連の海水浴場不開設、ジビエBBQ大会の中止及び、辰野町JA上伊那まつり中止に伴い、未執行となった経費を減額するものであります。

31頁をお願い致します。4目道の駅推進事業費、10節、修繕料47万1千円は、昨年10月、不法侵入によって破壊された物産センターの店舗ドア4箇所を修繕するための補正であります。損害保険を請求して、費用の全額を補填する予定であります。17節中、感染対策用備品144万1千円は、道の駅きよなん及び道の駅保田小学校の案内所等に設置するため、自動非接触型体温計3台及び次亜塩素酸空間除菌脱臭機4台を購入しようとするものであります。財源については、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金140万円を充当致します。

7款土木費、2項、2目道路維持費、12節中、橋梁補修設計委託840万円の減は、国の補助事業創設に伴い、予算配分が減額となったことから、設計業務4橋、調査業務

2橋については令和3年度に実施することとし、減額補正を行うものであります。

32頁をお願い致します。8款消防費、1項、2目消防施設費、10節、修繕料67万6千円は、防火水槽のフェンス等、急を要する費用について、増額補正をお願いするものであります。14節、デジタル戸別受信機アンテナ設置工事710万3千円の減は、難聴世帯を再精査した結果をもって減額補正を行うものであります。

33頁をお願い致します。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節中、校内LAN環境構築委託899万7千円の減及び34頁、3項中学校費、1目学校管理費、12節中、校内LAN環境構築委託1603万9千円の減は、既存の無線LAN設備等が活用できたことから、不用額を減額するものであります。

36頁をお願い致します。7項、1目学校給食センター費、14節、空調設備設置工事1395万9千円の減は、電気工事を行う中で状況を確認した結果、キュービクルの改修が不要となったため減額を行うものであります。その下、18節、学校給食費補助金606万3千円の減は、緊急事態宣言により、4月、5月が休校となったことなどによる減額補正であります。

37頁をお願い致します。12款諸支出金、1項、1目財政調整基金積立金1億3352万4千円は、今補正における歳入歳出差引の余剰分について、積立を行おうとするもので、補正後の基金残高は13億4379万5千円となる見込みです。

続きまして、歳入ですが、11頁をお願い致します。1款町税では、収入実績を見込み、1項町民税から、5項入湯税まで、合計で8316万1千円の増額であります。固定資産税において、家屋及び償却資産に対する台風被害に係る損耗減点が当初見込みを大幅に下回ったこと等により5651万7千円の増、町たばこ税において、税率の引き上げに伴い、減少すると見込んだ消費本数が当初見込みを上回ったことにより1020万3千円の増が主な要因であります。

12頁をお願い致します。2款地方譲与税から10款地方特例交付金までは、国県からの財政情報等の増減率を参考に931万5千円の増額を見込みました。

13頁をお願い致します。11款地方交付税、4000万円の減額は、令和元年度の特別交付税により措置された、台風被害に係る住宅応急修理及び強い農業・担い手づくり総合支援金の町負担分について、実績に応じて令和2年度分で精算されることから減額を見込みました。

14款使用料及び手数料、1項、3目商工使用料、元名採石場跡地使用料140万円は、利用実績を見込み増額するものであります。5目教育使用料、2節中、町民体育施設使用料599万7千円の減は、台風被害の復旧工事及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により臨時的に閉館したことによる減収であります。

15頁をお願い致します。15款国庫支出金、2項、5目総務費国庫補助金、1節中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金276万3千円は、第3次の交付額

のうち、指定された国庫補助事業の裏負担分に充当できるもので、学校保健特別対策事業として実施した小中学校の空気清浄機等の購入費用等に充当しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次及び第2次、第3次のうち国庫補助事業分、合わせて3億3085万1千円については、今補正において各事業の実績見込みに応じ、充当先を変更するため財源変更を行っております。

17頁をお願い致します。19款繰入金、1項、1目特別会計繰入金283万9千円は、特別会計への令和元年度繰出金に対する精算分の計上であります。

21款諸収入、3項、6目雑入のうち、後期高齢者医療給付費負担金返還金1582万7千円は、令和元年度の精算分の計上であります。

18頁をお願い致します。22款町債、8目衛生債、広域廃棄物処理施設整備事業債700万9千円は、国の補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けた地方税などに対する減収補てん債の発行が認められたことから、当該事業の町負担分に充当をしようとするものであります。

なお、この減収補てん債は、充当率100%、元利償還額の75%が交付税措置される有利な起債であります。

6頁をお願い致します。第2表は、繰越明許費補正で、年度内の完了が見込めないことから、新たに、都市交流施設周辺整備事業など5事業、1億9872万9千円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業については、事業費の減額に伴う変更、被災者支援システム構築事業は、歳出予算全額を減額したため廃止をしようとするものであります。

7頁をお願い致します。第3表、債務負担行為補正ですが、本年度中に契約の準備を行うためなど、財務書類作成委託など4業務を追加、ちば電子調達システムサービス使用料など3業務については、歳出補正に伴い変更をお願いするものであります。議会運営委員会での議案説明とは追加する業務の数に差異がございますが、再精査を行った結果でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

8頁をお願い致します。第4表は、地方債補正であります。事業の追加及び決算見込みに併せて、変更をお願い致します。

38頁をお願い致します。地方債の現在高の見込みに関する調書となります。今補正後の年度末の残高は、表の右下、49億6201万7千円となる見込みです。

39頁以降は、給与費明細書を添付しております。以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

それどうそれでは私の方から3点ね、質問させていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

一点ずつ、終わらせていきたいと思いますので、一点につき3回ということで、一件終わったらということをお願いいたします。

すみません、先にですね、3件の内容、件名をお知らせください。

**○7番（渡邊信廣）**

それではまず1点目ですが、ページ数27ページですね、2目予防費の中の18節病院事業継続支援助成金4200万円についてでございますが、このことについては病院の方の入院も外来もですね、非常に減少している中で、この事業が利用できたことについては非常にいいことだと思います。

その中においてれば2年度においても職員の人件費のカットがされている中で今後鋸南病院の中でもですね、看護師の若い看護師の採用していく。

**○議長（青木悦子）**

渡邊議員、良いですか、2件と3件の件名だけ、最初に3件をおしらせいただいております。話いただくようお願いします。

**○7番（渡邊信廣）**

件名だけでいいんですか。はい、そうします。はい。今1点目は、このことです。病院会計のことです。

2点目についてはですね、29ページ。3目の農業振興費の中の18の負担金の関係の中山間地域直接支払い事業交付金の関係698万の減額になってはいますがそのことについて。

3点目については、31ページの道の駅推進事業費ですね、その中の12節の委託料、トイレの清掃業務委託が107万8000円の減になっていますけれども、その3点について質問させていただきたいと思います。

まず1点目についてですが病院会計について、今先ほど申し上げましたように非常にいい事業だと思っておりますが、その中で、令和2年度において職員の人件費も苦しい中でカットされております。鋸南病院の場合にはこれから新しい看護師の採用もしていかなくやならない中で、10%人件費カットされているものについても、この事業の中で補填がされるかどうかについて、まずこれはご質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。一応こちらの方の指定管理者においてはですね、昨年11月から今年度3月までの間、給与について10%カットし、してい

るということは議員から示された通りでございます。

今年度におきましてはですね、一応と指定管理者の方につきましても、今までの現状通りで行われているっていうことですので、一応今回4200万円に対してはですね、4月からは元に給料は戻されるということですので、今そちらの方へとですね、当てられるような形になろうかと思えます。

一応そういったことの中でですね、何卒ご理解いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

**○議長（青木悦子）**

渡邊議員。

**○7番（渡邊信廣）**

ではこの件については、令和2年度のこの補填の中では、入れなくて、令和3年度からは従来通りの給与に戻すということによろしいですか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

はい、その通りでございます。

**○議長（青木悦子）**

渡邊議員。

**○7番（渡邊信廣）**

はい、これは了解しました。

2点目のですね、まず先ほども言いましたけれども、農業振興費の中の中山間の直接支払交付金事業について、これについては第5期で令和2年度からの中山間の支払交付金事業だと思えますが、その初年度の中で、698万、この間の説明は13集落については変更ない、面積人数が減ったということでございますけれどもこの理由についてお伺いしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

理由についてということですが、これにつきましては各地域において要望があるかどうか確認をしましたところ、要望が無かった地区があるということですので、その詳細な理由まではちょっと聞いてはおりません。

**○議長（青木悦子）**

はい、渡邊議員。

**○7番（渡邊信廣）**

ちょっとよく聞こえなかったんですが、当然計画書を作る段階では、当然地域の了解

があつて、その計画書を提出し令和2年度から第5期の中山間支払制度が始まったと私は思っていますが、その辺についてお聞きしていますけれども。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

はい、すみません、その最初の要望のところから最終的になぜ減ったのかちょっとそこについては私の方承知しておりませんので、また調べてご回答させていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

3件目ですか。はい。

**○7番（渡邊信廣）**

非常に今の件はわかりました。また後でね、わかったらその辺を教えていただきたいと思います。3点目ですけども、道の駅の、4目ですね、道の駅の推進事業費の中、これ道の駅きょなんの方ですよ。この中の12の委託料107万8000円トイレの清掃業務委託、これ減になっています。これは私の方でも9月の決算のときにも、お話をしました。非常に高いんじゃないかと。

清掃業務については2時間程度で終わるだろうという中で当然比べ高いんじゃないかというような話もさしていただきましたけれども、この減額になった理由を教えてくださいたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

こちらにつきましてはですね、入札で当然行っておりますので、こちらの方から清掃のような条件等を示した中で入札を行っております。

その結果といたしまして、こちらの方の執行残額が出たということになります。

**○議長（青木悦子）**

それでは他に質疑はございますか。

9番、鈴木辰也議員。

**○9番（鈴木辰也）**

27ページ、2目の予防費、渡邊議員と一緒になんですが、病院事業、継続支援助成金4200万、これのですね、算出根拠と、この助成にするにあたって、きさらぎ会の方から病院経営の改善策等が町の方に示されたのかどうか。質問します。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

### ○保健福祉課長（杉田和信）

ただいまのご質問にお答えします。鋸南病院における外来患者数は、昨年12月末で延べ1万288人、1日あたりでは51人の実績となっております。延べ人数では昨年度比1591人の減となっておりますのでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止による受診控えが影響しているものと思われまます。

また入院においてはですね、延べ人数5606人。1ヶ月あたり20人で、前年度比917人の減となっております。このことから指定管理者における財政状況は著しく厳しい状況が続いており、昨年の11月から今年の3月まで時限的な職員の給与10%カットと賞与20%カット等、人件費に関しましては、1000万円強の削減を行っているところでございます。

この度院内でクラスターが発生をし、約1ヶ月間入退院の停止、そして外来の閉鎖を行ったことにより、その影響を風評等でですね、更なる収益の落ち込みが懸念され、これによってですね、すいません、懸念されてですね、それにより人件費等の削減が行われる見込みになろうと思われまますので、そうなりますと病院のですね、存続が危ぶまれることになりまますので、それにあたりまして、4200万円の根拠といたしましては12月までの実績に、その後の3ヶ月間、入院に対しては19人から16人と減る見込みで、そして外来は35名程度の日ですね、日35人に程度ですね、人が来られるということの中で、見込んでのですね、昨年度との診療報酬における実績等を考慮して算定をさせていただいて、支援をするものでございますので、ご理解の方をよろしくお願い申し上げます。

そして財団からのこちらの方ですね、経営に当たっての、今後の改善策ということのお話ですが、今のところ特段のところは上がってきておらないところなんですけども、従前から町の方もですね、その改善策、様々な点について、ちょっと病院と指定管理者と協議しているところであります。今、協議している中ではですね、やはり規模に応じた取り組みをしていただけないかということの中で、やはりどうしても人口減少等によってですね、外来患者数が減ってきている中で、やはりその外来の検査体制の体制についての変更とか、あと医療機械のやはり稼働率に対してのですね、検討等についてですね、示していただけないかということの中で今協議を行っているところでございます。以上で終わらせていただきます。

### ○議長（青木悦子）

9番、鈴木辰也議員。

### ○9番（鈴木辰也）

新型コロナウイルスの拡大でですね、病院、鋸南病院に限らず病院経営は非常に厳しくなっているというのは重々承知はしているんですけども、本来当初では7000万、これはもう最初から病院の方の補助金として出していて、9月の補正で1300万不足

ってということで、補助助成金を出してます。

それ特に本来であれば、この今回の4200万っていう助成金を、きさらぎ会等の方が資金繰りが大変なんで、助成してほしいというお話があったときにですね、もう、本来であればすでに経営改善策とかそういうのを出して、町の方をお願いをするっていうのが筋だと私は思っています。

それ町の方も今課長の方からお話があったように、再三きさらぎ会の方には、そういうことはお話をしているということですけども、出すことについてはですね、特段の異論はないんですが、このままいけば来年度も鋸南病院の経営に関して、何の改善策もしされていなければ、今の状況がV字回復で良くなるというようなことは想定できません。

そうすると、町としてどれだけ鋸南病院にですね、今後助成していくのか。鋸南病院っていうのはですね、町にとってはなくては、町民にとってもなくちゃいけない病院というのは誰もが承知しているところですけど、この助成するにあたって、きさらぎ会の方が認識を変えてもらって、やはり自助努力っていうのはですね、もっともっていただくように、町の方から強くですね、言っていただかないと、今後もですね、病院の経営に関しては良くなっていかないと思うんです。

ですから、今日午後からお話があるということですけども、町としてですね、やはりどのような指定管理の契約をしてるっていう細かいことは私はわかりませんが、しっかりときさらぎ会に町としての考えをですね、伝えていただいて、今後病院の経営が良くなるようにしていただきたいと、思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

先ほど答弁もいたしましたけれども、やはり議員がおっしゃられる通りですね、自助努力もしていただかなければならないところがあります。こちらの方も現在の地域の状況も踏まえましてですね、今後の病院のあり方というものについて、指定管理者と協議を行って参りたいと思っておりますのでございます。

なるべく早いうちにですね、経営が安定するような形の取り組みで済むように、対応をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい。私は一点質問させていただきます。36ページ、9款教育費の14節の空調設備設置工事ということで、先ほどご説明いただきましたが、これはキュービクルの改修



費が不要になったということでしたけれども、このキュービクルっていうのがどういうものなのかよくわからないんですが、これによって1400万ぐらいの費用がセーブできるものなのかどうかっていうのが、そのところがよくわからなかったので補足をお願いしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

それではお答えいたします。当初ですね、設計の中で、空調機を6台付ける計画です6台つけますので、大量の電気を使うということで、その元となるキュービクル、すいません、今はっきり明確にこういうものだという答えられません、電気ですね大元となっているものですが、そこ、のですね、工事が必要になるということで進めていました。ただ精査した中で、その部分は今のですね、状況で大改修の必要がないということがわかりましたので、その分が減額になったものです。

細かいお答えができなくて申し訳ございません。

**○議長（青木悦子）**

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

キュービクルっていうのはどういうものなのか、わかりましたらまた教えてもらいたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

高圧ですね、受電するための機器ということで、建物の外についております。

**○議長（青木悦子）**

よろしいですか。

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

## ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

## ○議長（青木悦子）

日程第2、議案第18号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

## ○税務住民課長（加藤芳博）

議案第18号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

1頁をお願いいたします。本補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、8093万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8260万円にしようとするものでございます。

それでは、主な歳入からご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。

1款国民健康保険料2151万8千円の減額ですが、令和元年台風第15号被害者に対する減免、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことによる減免、軽減対象の増などが要因であります。

3款県支出金は、医療給付費に充てる普通交付金が1174万円の増、保険料減免分に充当するなど特別調整交付金が2981万3千円の増、その他と合わせ4691万2千円の増額でございます。

5款、1項、1目一般会計繰入金52万1千円は、1節、保険基盤安定繰入金保険料軽減分から、次の頁、5節・財政安定化支援事業繰入金までの増減差引によるものです。

1節、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、2節、保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、県からの通知に基づく補正でございます。4節のその他一般会計繰入金127万9千円の減は、特別総合保健事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業を縮小したための減額でございます。

6款繰越金は令和元年度の決算により5561万4千円を増額し、8061万4千円とするものです。

7款諸収入、2項、5目、1節、特定健康診査徴収金60万円の減は、総合検診が、

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったためです。

続いて歳出についてご説明いたします。

8頁をお願いします。なお、保険料の減額、県支出金の増額、繰越金の増額などにより、各歳出科目において財源を変更しております。各科目での説明は省略いたしますので、ご了承をお願いいたします。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費につきましては、給付費の不足が見込まれるため、2500万円の増額をするものです。3目一般被保険者療養費については、被災者対策である一部負担金の免除に係る給付を療養費で計上するものとされ、6月議会定例会において増額したところですが、実績の見込から、200万円を減額するものでございます。

2項、1目一般被保険者高額療養費は、給付の増が見込まれることから、500万円を増額しようとするものです。

9頁をお願いします。一番下、7項、1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染、あるいは感染の疑いで労働機会を失う、または、労働機会が激減した被用者に対する給付金ですが、これまで申請がないため、296万円を減額するものです。10頁をお願いします。

一番下、5款保健事業費、1項、1目、12節、委託料368万4千円の減は、特定健診受診者の減により、検診事業委託を減額するものです。

11頁をお願いします。5款保健事業費、2項、2目、18節、人間ドック助成金78万1千円の減は、例年に比べて受診者が減少しているための減額ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えと推定しております。

3項特別総合保健事業費は、歳入でご説明しましたように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業を縮小したことで、各費目を合わせて127万9千円を減額しようとするものです。

12頁をお願いします。6款基金積立金は、繰越金の2分の1以上を積み立てるものですが、当初予算の1千円と運用収益を合わせ、6093万2千円を積み立てようとするものです。積立後の基金残高は2億671万円となります。

13頁をお願いします。7款諸支出金、3項、2目一般会計繰出金、177万円は、令和元年度分の精算に伴い一般会計に返還するものです。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第19号、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第19号、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ719万7千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億3581万円にしようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、最終7ページをお願いいたします。

1款、2項、1目徴収費につきましては、実績に基づき、減額するものでございます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により、616万3千円を減額しようとするものでございます。

3款、1項、1目保健事業費につきましては、後期高齢者健診事業の実績から、69万7千円を減額しようとするものでございます。

4 款、1 項、1 目保険料還付金、1 4 0 万円の減は、令和元年台風第 1 5 号被害者に対する減免を確定と見込みまして、減額しようとするものです。

2 項、1 目他会計繰出金につきましては、令和元年度の一般会計繰入金の精算によりまして、不用額 1 0 7 万 9 9 1 円を返還するため、増額するものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目特別徴収保険料及び、2 目普通徴収保険料につきましては、台風被害者に係る減免の状況、被保険者数の推移、収納状況等を踏まえ、それぞれ減額をしようとするものでございます。

2 款、1 項、2 目保険基盤安定繰入金は、負担金の額の確定に基づき、3 2 万 4 千円を一般会計から繰り入れようとするものでございます。

3 款、繰越金につきましては、前年度繰越金が 1 4 4 万 3 1 4 0 円となりましたので、9 4 万 2 千円を増額しようとするものでございます。

4 款、2 項、1 目、1 節保険料還付金、1 4 0 万円の減は、歳出に応じて同額を減額しようとするものです。4 項受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から事業委託されております、検診事業費等の確定に伴い、7 0 万 2 千円を減額しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第4、議案第20号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第20号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

1頁をお開き願います。令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ1億2370万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7347万4千円にしようとするものでございます。今回の補正は、決算を見込みお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。8頁をお願いいたします。

第1款総務費、第3項、第1目介護認定審査会費40万5千円、及び第2目認定調査費133万8千円の減額ですが、審査委員の欠席及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、介護認定の更新の際、介護度を変更しない場合、医師の意見書が無くても1年間の更新延長が認められたことに伴い、医師意見書作成料が減になったことにより、それぞれ決算を見込み減額をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項、第1目居宅介護サービス給付費3220万円及び第2目地域密着型介護サービス給付費900万円の増額ですが、通所サービス及び短期入所療養施設の利用回数の増により、お願いするものでございます。

第3目施設介護サービス給付費7925万円の増額ですが、一昨年の台風による被災等で施設への入所者が増加していることが要因であります。

第4項、第1目高額介護サービス費500万円の増額ですが、居宅介護、地域密着型介護及び施設介護サービス給付費の増額に伴い、利用負担額が、定められた上限額を超える額が増となる見込みによりお願いするものでございます。

9頁をお願いいたします。第6款地域支援事業費では、第1項、第1目介護予防、生活支援サービス事業費において要支援者における通所介護の利用件数の増により25万円の増額し、第2目介護予防ケアマネジメント事業費との相殺をお願いするものでございます。

6頁をお願いいたします。歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項、第1目

介護給付費負担金につきましては、歳出第2款・保険給付費の居宅等に係るサービス給付費補正額に対して20%、施設に係るサービス給付費補正額に対しては、15%の負担率で交付されますので、2112万8千円の増額をお願いするものでございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、歳出第2款保険給付費の補正額に対する補助率8%、1003万6千円を現年度分調整交付金として、台風災害により介護保険料を減免した額703万8千円を災害分特別調整交付金として計上しました。

第4目保険者機能強化推進交付金につきましては、事業確定により194万2千円の増額をお願いするものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項、第1目介護給付費交付金は、歳出第2款保険給付費の補正額に対する交付率27%の3387万2千円の増額をお願いするものでございます。

第5款県支出金、第1項、第1目介護給付費負担金は、歳出第2款保険給付費の居宅等に係るサービス給付費の補正額に対して12.5%、施設に係るサービス給付費の補正額に対しては、17.5%の負担率で交付されますので、1964万4千円の増額をお願いするものでございます。

7頁をお願いいたします。第6款繰入金、第1項、第1目介護給付費繰入金は、歳出第2款保険給付費の補正額に対する負担率12.5% 1568万1千円の増額を、第4目その他一般会計繰入金につきましては、歳出第1款総務費における減額に伴い、174万3千円の減額をお願いするものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金1610万9千円の増額につきましては、歳出補正総額に対する不足分として、準備基金からの取り崩しをお願いするものでございます。尚、年度末の基金残高は、0円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

私から1点質問させていただきたいと思います。

頁数は8頁の2款の保険給付費の中の施設介護サービス給付費3目ですよね。7925万ということで、入居者の増というようなことでの説明がございました。鋸南町の場合には他の町と違って、かなり介護予防事業を徹底的にやってる中でですね、これは高齢化比率も高い中でこれしか致し方ないことだと思っております。

これ介護と医療とは別なんですけども、鋸南病院の療養型もなくなって、実際にこの介護に対するね、今に行く順番は昔は順番待ちっていうのは結構ありましたけども、今の入居者の所、入居率っていうんですかね。その辺の状況について伺いたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

それではただいまの質問にお答えいたします。施設に関しましては、やはり年々、各自治体の方で施設の方が増えておりまして、現実的に町内に限らず、安房管内また都市部の方で、やはりお子さんが、やはり地元近くに呼んで面倒といいますか施設の方です、面会等施設の方の面会等に行きたいということでやはり各介護施設の方へとです、かなり入居されてる方が多くいらっしゃいまして、今現在、月の平均で185人の方が、入居されているところでございます。

昨年度におきましては172人ということの中で、対比といたしましては13名ほどです、毎月その方が増えてるような形になっておりまして、現在実際待機されている方もですね、こちらの方は特別養護老人ホームの資料しかありませんが、まだ居宅の方において33人、これは12月末現在でございますが、33人の方がまだ居宅の方で自宅の方で入所待ちをされているというところであります。

そして施設もですね、特別養護老人ホームとあと老人保健施設と2種類ございまして、老人保健施設から安い特別養護老人ホームへの、やはり入所を希望されてる方も22人ほどいらっしゃると、一応そういった状況になっております。以上です。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩し、11時15分から会議を再開します。



…………… 休 憩・午前 11 時 7 分 ……………

…………… 再 開・午前 11 時 15 分 ……………

## ◎議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 5、議案第 21 号、令和 2 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第 2 号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第 21 号、令和 2 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。

2 頁をお開き願います。実施計画に基づき、ご説明申し上げます。始めに収益的収入では、19 万 4 千円を減額し、補正後の総額を 8010 万 1 千円にしようとするものでございます。

第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、第 1 目その他医業収益の 96 万 8 千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、介護認定の更新の際、介護度を変更しない場合、医師の意見書が無くても 1 年間の更新延長が認められたことに伴い、医師意見書作成料が減となる見込みから、鋸南きさらぎ会からの文書料収入を減とするものです。

第 2 項医業外収益、第 2 目他会計補助金の 76 万円の増額は、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金を計上いたしました。

第 3 目・長期前受金戻入の 1 万 4 千円は、昨年度、千葉県から受贈財産として受けた保田川護岸のフェンスの減価償却費を会計法の規定に基づき、現金の伴わない収益として計上するものでございます。

次に収益的支出につきましては、127 万 6 千円を追加し、補正後の総額を 1 億 662 万 7 千円にしようとするものでございます。

第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、第 2 目減価償却費の 1 万 4 千円の増額は、歳入でご説明しました保田川護岸のフェンスに係る減価償却額で、現金の伴わない費用で

ございます。第3目指定管理者交付金20万8千円の減額は、収益における文書料と国保会計補助金の補正額を相殺するものでございます。

第2項医業外費用、第2目雑支出の10万4千1千円の増額は、仮払消費税を調整するためお願いするものでございます。尚、現金の伴わない費用でございます。

第3項特別損失、第1目過年度損益修正損の4万2千9千円は、生活困窮により医療費の支払いが見込めないことにより、不納欠損1件をお願いするものでございます。

3頁をお願いいたします。令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります、令和2年度末における資金残高は、下段の11万7千4百7千円と見込んでおります。

4頁から6頁までは、令和元年度の損益計算書及び貸借対照表、7頁、8頁は、令和2年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

3番、竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

1点質問なんです、この5ページの有形固定資産の中の構築物15万3000円ですけれども、これは前期はなかったんじゃないかなと思うんですが、これが一体何なのかっていうことと、これに関連してですが、6ページの注記の一番のところ、一番の減価償却の方法ということで、建物と機械備品は示されているんですが、構築物については、この注記もないんですけれども、この構築物っていうのが何なのかっていうことを質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

まず1点目の構築物15万3000円につきましては、先ほど長期前受金戻入と減価償却費の方でもご説明いたしました。昨年度、県から受贈財産として、受けました保田川護岸のフェンスにいます。金額でございます。

そして注記、大変申し訳ございません、その注記に対しての構築物はなかったんですけども、これはちょっと記載漏れでございまして、一応構築物については耐用年数10年ということになっております。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6、議案第22号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてを議題と致します。

建設水道課長から議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

**○建設水道課長（平嶋隆）**

議案第22号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の3頁をお願いします。実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を188万6千円増額し、5億1194万1千円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業収益、第2目受託工事収益は、受託工事確定額により6万2千円を減額、第3目その他営業収益は各種手数料及び負担金確定により、71万5千円を増額するものです。

第2項営業外収益、第1目受取利息は、確定により8千円の減額、2目分担金は加入者分担金実績により128万7千円の増額、第4目他会計補助金は町補助金として、新型コロナウイルス感染症に係る基本料金免除の実績により11万9千円の減額、第5目

長期前受金戻入は補助金等を使って配水管敷設工事を実施した資産を、布設替え工事により一部除却することに伴い、残存価格を収益化するために、7万3千円を増額するものです。これは現金の伴わない収入であります。

次に支出では、第1款水道事業費を505万1千円増額し、4億7612万9千円にしようとするものです。

内訳であります、第1項営業費用は、事業費の決算を見込み、各科目を調整させていただき、412万2千円を増額し、4億4371万6千円にしようとするものです。

第2項営業外費用、第2目消費税は今補正予算により算出し、92万7千円を増額を見込んだものであります。

第4項特別損失として、水道料金不納欠損の消費税分の費用として2千円を増額を予定しております。

4頁をお願いします。資本的収入及び支出のうち、収入では第1款資本的収入を130万円減額し、5460万円にしようとするものです。内訳は、第1項企業債を本年度建設工事費等の確定により、減額しようとするものです。

次に支出では、第1款資本的支出を517万4千円減額し、2億1789万6千円にしようとするものです。内訳は、第1項建設改良費の事業費確定により調整し、減額しようとするものです。

なお資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、1億6329万6千円は、過年度分損益勘定留保資金5515万円、当年度分消費税資本的収支調整額715万2千円及び当年度分損益勘定留保資金1億99万4千円で補てんをお願いするものです。

5頁をお願いします。令和2年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和2年度末における資金残高は、4億987万9千円となる見込みでございます。

6頁及び7頁は職員の給与費の明細書で、8頁から11頁は、令和元年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、12頁から14頁は令和2年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、のちほどご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第23号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第7 議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算についてを議題と致します。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

内田正司副町長。

〔副町長 内田正司 登壇〕

**○副町長（内田正司）**

議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度当初の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせて頂きましたので、割愛させていただきます。

なお、本定例会において予算審査特別委員会が設置され、ご審議をいただくこととなりますので、私からは全般的な事項を主にご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1ページをお願い致します。令和3年度鋸南町一般会計予算の総額は、41億6616万1千円と決めました。前年度予算額39億9654万2千円と比較して、1億6961万9千円、4.3%の増となっています。増額となりました主な要因は、物件費、繰出金及び普通建設事業費の増によるものでございます。

物件費につきましては、庁内ネットワーク環境整備業務委託、地域防災計画修正等業務委託等の増、繰出金につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出しの増、普通建設事業費につきましては、住宅応急修理補助金・都市交流施設周辺整備設計業務委託等の増によるものでございます。

全国的な課題である、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、ワクチン接種対策事業を行って参ります。住民に対し、速やかにワクチン接種ができるよう体制整備を進めていきます。

また、令和元年房総半島台風等により被災した住宅の修繕事業として1億4615万円を計上致しました。被災された方が一日でも早く元の生活に戻れるよう、町民の方に寄り添い引き続き支援を続けて参ります。

また、教育関係施設等、公共施設の老朽化・長寿命化対策、災害時の避難所対策として、それぞれ施設の改修を進めて参ります。

それでは、歳出から主要事業等につきまして、ご説明いたします。

29頁をお願いいたします。中段でございます、2款総務費、1項総務管理費関係では、1目一般管理費、12節委託料中、ネットワーク環境整備業務委託2577万3千円、13節使用料及び賃借料中、行政ネットワークサーバ・パソコン使用料1846万6千円のうち127万6千円を庁内ネットワーク機器更改事業として計上致しました。

平成28年度自治体セキュリティ強靱化にて導入した各種ネットワーク機器の更改と合わせ、利便性の向上を図るため新たなソリューションの導入を行うものでございます。

31頁をお願い致します。下段から32頁上段にかけてでございます。3目財産管理費、12節委託料中、庁舎空調機器改修工事設計委託1100万円、庁舎屋上防水改修工事設計業務委託213万4千円を計上致しました。老朽化の著しい庁舎の空調機器改修工事と屋上防水改修工事のための設計委託料でございます。

34頁をお願い致します。上段でございます。6目諸費、18節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、主に粗大ごみ処理費の減により前年度比1118万6千円減の2億729万4千円を計上致しました。

36頁をお願い致します。上段でございます。2項徴税费関係では、2目賦課徴収費、12節委託料中、固定資産土地評価要領作成業務委託として704万円を計上致しました。令和2年度から令和4年度までの3か年で、固定資産税の現況を適正に把握し、公正な税負担を図るための、固定資産土地評価要領の作成を委託するものでございます。

38頁をお願い致します。中段でございます。4項選挙費関係で、2目衆議院議員選挙費といたしまして、1093万4千円を計上致しました。衆議院の任期につきましては、令和3年10月21日に任期満了を迎えるものでございます。

41頁をお願い致します。上段でございますが、1目社会福祉総務費、27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比127万7千円減の8485万円を計上致しました。

42頁の下段でございます。3目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比814万6千円増の1億3969万8千

円を計上致しました。増額の主な要因は、医療諸費見込み額の増により、町が負担する療養給付費負担金が増額となる見込みの為でございます。

そのすぐ下になります。27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比275万4千円増の4028万円を計上致しました。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の増額によるものでございます。

45頁をお願い致します。上段でございます。5目介護保険費、27節繰出金中、介護保険特別会計繰出金は、前年度比1910万5千円増の1億9327万6千円を計上致しました。増額の主な要因は、介護給付費負担金の増額によるものでございます。

48頁をお願い致します。中段でございます。児童福祉費関係では、1目児童福祉総務費、19節扶助費、子ども医療費扶助は、前年度比156万円減、1344万円を計上致しました。町負担分の一部につきまして、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

51頁をお願いいたします。民生費、1目災害救助費、12節委託料でございます。住宅応急修理委託（半壊分）1785万円、住宅応急修理委託（一部損壊）600万円、18節負担金補助及び交付金、住宅応急修理補助金1億2230万円を計上致しました。令和元年房総半島台風等により被災した住家の修繕に対し、令和元年度から令和2年度に渡り支援を行って参りましたが、まだ完了していないものもあり、令和3年度に新たに計上をお願いするものでございます。

53頁をお願い致します。4款衛生費、1項保健衛生費関係では、2目予防費、11節役務費中、接種事務手数料270万円、12節委託料中、接種券作成委託56万2千円、ワクチン接種委託3103万円、集団接種用テント設置委託100万円、集団接種運営委託600万円、接種協力体制整備委託1300万円など、冒頭申し上げました新型コロナウイルスワクチンの接種対策事業につき必要な経費を見込んで計上するものでございます。

55頁をお願い致します。中段になります。3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金中、一般廃棄物処理施設整備事業負担金は前年度比989万8千円増の1228万6千円を計上致しました。南房総市御庄地区に建設を進めている、し尿処理施設につきまして、工事の着工に伴う増でございます。負担金の一部に過疎対策事業債を充当する予定でございます。

また、そのすぐ下になりますが、広域廃棄物処理施設整備事業負担金として前年度比115万4千円減の869万6千円を計上致しました。整備事業支援業務及び人件費を構成市町の均等割りで算出した負担金でございますが、令和3年度の全体事業費の減に伴い負担金も減となっております。

56頁をお願い致します。中段でございます。5目病院費、18節負担金補助及び交付金、病院会計補助金7297万円、23節・投資及び出資金、病院会計出資金111

4万円を計上いたしました。鋸南病院事業会計への支出見込額は、前年度比287万円の減となり8411万円を見込んでおります

最下段になります。2項清掃費関係では、1目清掃総務費、18節負担金補助及び交付金で鋸南地区環境衛生組合分担金は、前年度比635万1千円増の1億6035万6千円を計上致しました。増額の主な要因でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、汲み取り件数の減少により、組合の収入が減少したことに伴い、負担金が増額となるものでございます。

57頁をお願い致します。3項水道費、1目水道費でございます。18節負担金補助及び交付金で、水道会計補助金1億64万2千円を計上致しました。補助金の内訳は、高料金対策繰出分が1億円、水道事業会計職員の児童手当にかかる繰出分が、64万2千円となっています。

60頁をお願い致します。1項農業費関係では、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、中山間地域等直接支払事業交付金は、前年度比698万円減額となり、1116万3千円を計上致しました。令和2年度から第5期対策がスタートし、14集落が事業の実施を予定しておりましたが、1集落が参加を取りやめ、13集落の実施となったことにより事業費が減額となったものでございます。

そのすぐ下でございます。鳥獣被害防止総合対策交付金は前年度比1296万1千円減の、2467万円を計上致しました。減額の要因は、防護柵の設置等にかかる事業費費用の減によるものでございます。

62頁をお願い致します。2項林業費1目林業振興費、14節工事請負費でございます。林道補修工事として245万円を計上致しました。嶺岡林道につきましては、平成30年度から5か年での補修工事を実施しておりますが、令和3年度は、嶺岡林道3号線の側溝補修工事70mを実施する予定でございます。

64頁をお願い致します。3項の水産業費関係では、4目漁港建設費（勝山漁港）でございます。18節負担金補助及び交付金中、農山漁村地域整備交付金事業負担金は、前年度と同額の1250万円を計上致しました。事業内容につきましては、県営勝山漁港の沖北防波堤約24mの設置工事を実施するものでございます。整備事業費1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上しております。負担割合につきましては町8.75%、875万円、勝山漁協負担分が3.75%、375万円となり、町負担額875万円のうち780万円は、公共事業等債を充当するものでございます。

そのすぐ下でございます。5目漁港建設費（保田漁港）でございます。12節委託料、調査測量設計業務委託180万円、14節工事請負費、水産物供給基盤機能保全事業工事600万円の780万円を計上致しました。内容につきましては、吉浜南防波堤機能保全工事8.6mを行うものでございます。財源につきましては、水産物供給基盤機能保全事業補助金390万円と町負担分390万円を予定しておりますが、町負担分のう



ち350万円につきましては、公共事業等債を充当するものでございます。

68頁をお願い致します。中段になります。5目都市交流施設推進事業費でございます。14節工事請負費、テーブルベンチ設置工事457万5千円を計上致しました。都市交流施設に設置してある屋外テーブルベンチが経年劣化により損傷し、既存の施設を撤去し、新たにテーブル5組、スツール50台を設置するものでございます。財源につきましては、ちばの木の香る街づくり推進事業県補助金188万3千円と、町負担分に都市交流施設整備基金繰入金269万2千円により事業を実施するものでございます。

69頁をお願い致します。上段になります。1目土木総務費、12節委託料中、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託370万円を計上致しました。この事業につきましては、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、各自治体において大規模盛土造成地について調査、作成、公表が義務付けられているものでございます。対象地につきましては国が抽出することとなっており、京田団地と板井ヶ谷造成地の2箇所が対象でございます。調査の財源につきましては、防災・安全社会資本整備交付金185万円を充当し、実施をするものでございます。

69頁、同じ頁の下段になります。18節負担金補助及び交付金におきまして、住宅取得奨励金、前年度比で750万円増の1500万円を計上致しました。令和2年度中の認定分を3年度への繰越をしたことにより増額となったものでございます。国からの補助率45%の社会資本整備総合交付金675万円の補助を受け、町負担額は825万円となりますが、その内、388万5千円につきましては過疎地域自立促進特別事業基金を充当するものでございます。

次ページ70頁下段をお願い致します。2目道路維持費中、12節委託料でございます。橋梁補修設計委託1300万円、橋梁点検委託2500万円、トンネル長寿命化計画更新業務委託500万円を計上致しました。橋梁補修設計委託につきましては、小向3号橋、郷城橋、中橋の計3橋の橋梁補修工事の設計を委託する予定でございます。橋梁点検委託につきましては、5年に1度実施するもので、全73橋のうち、令和元年度に実施いたしました1橋を除いた72橋の点検を委託する予定でございます。

トンネル長寿命化計画更新業務委託につきましては、湯沢トンネル、岩井袋トンネル、小尾越トンネル、内宿トンネル、勝六トンネルの計5箇所を予定しています。道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費4300万円の財源につきましては、国の補助率61.05%の道路メンテナンス事業補助金2456万1千円と町負担分1843万9千円のうち、町負担分の430万円は、公共事業等債を充当する予定でございます。

73頁をお願い致します。中段でございます。2目消防施設費、12節委託料中、地域防災計画修正等業務委託1947万円を計上致しました。令和元年房総半島台風等の被害により明らかになった課題及び検証結果を反映させ、また土砂災害警戒区域の指定区域の増加が予定されていることから、土砂災害ハザードマップのデータ作成と既存の

ハザードマップの改訂を行うものでございます。

P75をお願い致します。上段でございます。9款教育費、1項教育総務費関係では、2目事務局費、11節役務費中、高濃度PCB処理手数料538万2千円、処理運搬費29万7千円を計上致しました。高濃度PCBにつきましては、令和4年度末までに処理が義務付けられており、公民館に保管されている蛍光灯安定器など送料で174kgの処理費用を計上するものでございます。

80頁をお願い致します。下段になります。3項の中学校費、1目学校管理費でございます。12節の委託料中、屋上防水改修工事設計業務委託51万7千円、屋上防水改修工事監理業務委託34万1千円、次頁81頁をお願い致します。14節中、屋上防水改修工事といたしまして4389万円を計上いたしております。1頁戻っていただきまして、同じ80頁の体育館給水工事設計業務委託68万2千円、体育館給水工事監理業務委託25万3千円、81頁をお願い致します。14節工事請負費でございますが、体育館給水工事412万5千円を計上したものでございます。財源として、過疎対策事業債または緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

86頁をお願い致します。5項社会教育費関係では、2目公民館費、12節委託料中、中央公民館改修工事設計業務委託1210万円を計上致しました。老朽化した中央公民館空調機を更新するための設計委託を行うものでございます。財源として、全額、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

93頁をお願い致します。上段になります。10款災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、14節工事請負費、道路災害復旧工事1400万円を計上致しました。令和元年台風第19号により被災した下佐久間地先、アルカディアに至る町道でございます、町道2142号線の復旧工事を行うものでございます。財源としていたしまして、一般単独災害復旧事業債を充当する予定でございます。

93頁の下段の公債費でございます。1目元金と2目利子の合計は、前年度比1399万2千円増の4億8187万1千円を計上致しました。平成30年度に借入した幼稚園建設事業に伴う過疎債の償還額が増額したことによるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

13頁をお願い致します。1款町税でございますが町税の総額は、6億6874万円で、前年度比3190万1千円、5.0%の増となっております。固定資産税につきましては家屋が前年度比1,796万7千円増の1億2475万2千円、償却資産につきましては前年度比573万4千円増の5108万7千円を見込んだところでございます。また、町たばこ税につきましては前年度比985万8千円増の4883万6千円を見込むものでございます。

14頁から15頁にかけては、2款地方譲与税から10款地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえて交付を見込み、合計で1億9614万8千円を予定いたし

ました。前年度比394万円増、2.0%の増となる見込みでございます。増額の主な要因といたしましては、15頁の第7款地方消費税交付金が前年度比320万円の増、9款環境性能割交付金が330万円の増、10款地方特例交付金が423万8千円の増と見込んだためそれぞれ交付金が総額で増額となるものでございます。

その下でございます。11款地方交付税でございます。前年度比3.6%増の18億8000万円を計上致しました。その内、普通交付税は、17億5000万円を予定しております。令和3年度の国の交付税総額が前年度比5.1%増の見込みが示されたことから、町独自に試算を行い、過去の実績を加味し、県の試算も踏まえた上で予算額を計上致しました。また、特別交付税につきましては、見込額を試算した結果、令和2年度と比較して1千万円減の1億3000万円の計上をしたものでございます。

18頁中段、15款国庫支出金から22頁下段までの16款県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明とさせていただきますので、ご了承をお願い致します。

23頁をお願い致します。中程でございます。18款寄付金、1項寄付金でございます。1目豊かなまちづくり寄付金につきましては、前年度比1087万2千円増の2887万2千円を計上致しました。令和2年11月から新たに楽天ふるさと納税の受付を開始したことから、増額を見込んでおるものでございます。なお同額を歳出、基金費において、豊かなまちづくり基金へ積立てることとなっております。

24頁でございます。19款繰入金でございますが、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入につきましては388万5千円を計上いたしました。歳出でご説明した土木費の住宅取得奨励金事業に充当するものでございます。4目の豊かなまちづくり基金繰入金につきましては、1186万5千円を計上し、デイサービスセンターの空調機改修事業、佐久間ダム維持管理事業、観光地美化事業の他、道の駅推進事業費、環境衛生用の2tダンプ購入費等に充当するものでございます。また5目都市交流施設整備基金繰入金につきましては、歳出でご説明申し上げましたが都市交流施設に設置するテーブルベンチ等の事業に充当するものでございます。

25頁をお願い致します。3項雑入、6目雑入でございます、中ほどになりますが、医療財団負担金として1196万7千円を計上致しました。県からの派遣で町職員として位置づけられている鋸南病院勤務の医師1名分の負担金でございます。

26頁をお願い致します。22款町債でございます。令和3年度の町債合計は、前年度比5292万4千円減の3億740万円を予定致しました。1目臨時財政対策債につきましては、町試算等によりまして、前年度比3227万6千円増の1億2000万円を予定をしたところでございます。3目の過疎地域自立促進特別事業債につきましては、通勤支援助成事業、学校給食費無償化事業、子ども医療費助成事業他、11事業に充当する予定でございます。

24頁にお戻りをいただきたいと思います。中段でございますが、これまで令和3年度の歳入歳出の概要を申し上げて参りましたが、20款繰越金は前年度と同額の1億円を見込み、なお不足する財源につきましては、23頁の基金の繰り入れでございますが、1目財政調整基金繰入金を1億7285万3千円を計上し、補てんすることと致しました。その結果、基金取り崩し後の残高は、11億7094万3千円となる予定でございます。

最後に、人件費関係でございますが、引き続き厳しい財政運営が見込まれますが、これまで管理職の本給1%給料独自削減を実施してきましたが、3年度からは通常に戻させていただきます。特別職の給料につきましては、引き続き町長30%、副町長・教育長20%の削減で計上をさせていただきますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

予算書の8頁をお願い致します。第2表債務負担行為でございますが、行政ネットワーク機器賃借料等新たに3件の債務負担の設定をお願いするものでございます。次頁9頁でございますが、第3表地方債につきましては、9件の事業に係る起債借り入れを予定をしているところでございます。

96頁をお願い致します。96頁から99頁にかけては債務負担に係る調書となっております。100頁をお願い致します。100頁につきましては、地方債に係る調書でございます。表の右下48億606万3千円が令和3年度末の起債の残高の予定と見込んでいるところでございます。101頁から109頁にかけては給与の明細書となりますので、ご参照をお願い致します。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

副町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をし、1時30分から会議を再開します。

…………… 休 憩・午後0時 7分 ……………  
…………… 再 開・午後1時30分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、令和3年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑に対する答弁についてはこのあと、付託予定となる予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において審議を行っていただきたいと思います。それでは、予算編成方針など、予算全般に関わることで、総括質疑がありましたらお願いします。

**○議長（青木悦子）**

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

それではですね私の方から統括質疑について2件ご質問させていただきたいと思います。1点目についてはまず行財政改革についてですけども、それが1点、2点目については町民の健康を守る上で非常に重要な鋸南病院について、この2点について質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目の行財政改革については、近隣の市町村の、近隣の市の場合については、かなり良い積極的に行財政改革に取り組んでいるような記事をよく目にします。そういう中において鋸南町の場合の令和2年度の予算の執行状況、あるいはこの令和3年度の予算案これを見てもその辺についてはなかなか新たな取り組みが見えない。

加えて鋸南町の人口の減少傾向って言いますかね、今回の国調人口のについても速報値では7000人を割り込むとような状況が聞いております。そういう中に当然人口が減れば、今後、税収はどんどん落ち込んでくる。

加えて、令和4年度からの交付税のを算定基礎となる人口の減少も、交付税の算定上ではかなり交付税がして減額されるようなことになるのではないかなと思います。そういうようなことで思っております。そういう中において、今後の歳入の減少というのは、この鋸南町にとって非常に重要な課題だろうというのは思っているところから、今後の行財政改革に対する取り組みについて伺いたいと思います。これ1点目。

2点目よろしいですか。2点目については、町民のよりどころとなる鋸南病院、これについては私の方ではいつもなくしてはならない病院だというようなことを申し上げております。そういう中において鋸南病院の現在の入院、そして外来については年々どんどんどんどん落ち込んでいます。

指定管理者制度を用いたときの町からの補助金というのは4000万。この2、3年前から7000万、そして令和2年度ではコロナに対する交付金も含めて1億2500万というような数字のお金を鋸南病院の方に支出をしております。

しかし、令和3年度の予算を見ると、特に副町長の方から説明もございませんでしたけども、例年の昨年同様の7200万程度の予算しか計上されていない。そういう中において、町からの今まで指定管理者として、町から今後の鋸南病院に対する対策というのも、あまり町から聞いたこともない。

そういう中において、今後の鋸南病院のあり方についてお聞きしたいと思います。今

日、実はこの会議の後に病院の方から説明があるということで、この辺がどうなるかわかりませんが、現時点の課題としてお聞きしたいと思います。以上2点お願いしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

その他に総括質疑はございますか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

総括質疑ということになるのか、委員会で説明質問した方がいいのかちょっと迷ったんですけども、中学校の施設ということで、今回屋上の防水ということで予算化されているわけですが、考え方として今少子高齢化で子供の数がすごく少ない中で、また、何て言うんですかね、大きな予算を取って、この施設を今後どうしていくのか、その辺の要は改修にはかなりの額がかかるわけですけども、子供の人数との比率で言っても、これだけの予算をとって、改修を今後も続けていくのか。これまでも空調空調は必要なんだろうけれども、令和2年には3300万それとグラウンドの改修でも4000万かけていると。今回屋上の防水で4400万ってことなんですけど、こういった改修のその今後の予定というのはどういうことかということで、質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総括質疑ということで、教育施設の今後の維持管理の見通しということでよろしいですか。

**○3番（竹田和明）**

はい。

**○議長（青木悦子）**

他に総括質疑はございますか。

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会の開催をお願いし、委員長副委員

長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は、委員会室にお集まりください。暫時休憩をいたします。

…………… 休 憩・午後 1 時 3 8 分 ……………  
…………… 再 開・午後 1 時 5 8 分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に平島孝一郎議員、副委員長に笹生あすか議員が選任されましたので、報告いたします。

### ◎議案第 2 4 号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第 8 議案第 2 4 号、令和 3 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

### ○税務住民課長（加藤芳博）

議案第 2 4 号、令和 3 年度 鋸南町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

当町の国民健康保険における近年の保険給付費は、多少の増減はあるものの、横ばいと言える状況が続いております。

一方、被保険者数は減少を続けており、一人あたりの医療費は上昇が続いています。年齢が高くなると医療を受ける機会も増えますので、被保険者数に占める前期高齢者の割合が 5 7 % を超えている現状において、今後も一人あたり医療費は上昇することが予想されます。

一昨年台風第 1 5 号、昨年から続くコロナ禍と、特定健診の実施に大きな障害となりましたが、将来の医療費抑制も視野に、被保険者の健康増進と疾病予防のため、特定健診等の保健事業に積極的に取り組んで参ります。

予算の規模は、前年度と比較して 2. 3 % の縮小で、新型コロナウイルス感染症拡大

の影響も考慮し、一人あたり保険料を抑制する予算編成としております。なお保険料率につきましては、本算定の際、改めて精査し、国保運営協議会の皆様に諮って参ります。

それでは、予算内容をご説明させていただきます。1頁をお願いします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ11億6910万5千円にしようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、10頁をお願いいたします。1款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。1項、1目一般管理費につきましては、前年度当初と比較し、66万円の減額です。前年度は、制度改正に伴う国民健康保険システム改修業務委託の費用を計上していたためでございます。

最下段、2項、1目、11節役務費のコンビニ収納サービス手数料には、議員全員協議会の際、税務収納室関係でご説明いたしました、モバイル決済に係る手数料も含めての計上としております。

11頁をお願いします。下段から12頁にかけての2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、合計で7億4460万円を計上いたしました。

前年度と比較し、2.7%の減でございます。最近5年間の決算を参考として計上をいたしました。同じ頁の下段、2項高額療養費につきましては、前年度と同額の1億1005万円を計上いたしました。

14頁中段をお願いします。7項、1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染、あるいは感染の疑いで労働機会が減少した被用者に対する給付金ですが、令和2年度においては現在まで申請がありませんので、前年度補正予算に比べまして80%減の74万円を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、運営主体である県に納めるべき納付金で、医療給付費分が、一般、退職合わせて1億7594万6千円、次の頁の2項後期高齢者支援金等分につきましては6097万3千円、3項介護納付金分につきましては2510万8千円で、県からの通知に基づき計上をいたしました。合計では2.1%の増となっております。

同じ頁の下段、5款保健事業費、1目特定健康診査等事業費は、前年度比較して1.2%増、1125万6千円を計上しました。特定健診に係る委託料等が主なものでございます。

16頁中段、2項、2目疾病予防費では、人間ドック助成金210万円、上限を3万円として、70人分を計上しております。

下段から18頁上段にかけての3項特別総合保健事業費につきましては、各目をあわせて1679万2千円を計上いたしました。保健福祉総合センターすこやかへの維持管理費と職員・2名分の人件費及び保健指導等の事業費でございます。財源として歳入の特別調整交付金のうち1100万円が充当されます。以上で歳出の説明を終わります。



続きまして、歳入について、ご説明いたしますので、7頁をお願いいたします。

1款国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれの県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に、保健事業等に要する費用を加え、軽減を考慮した保険料賦課総額を見込み、併せて1億7597万円を計上いたしました。前年度と比較して、4.6%の減でございます。

同じ頁の下段、2款国庫支出金は、予算計上はありませんが、災害時等に補助金等を補正予算で計上する場合がありますので、科目を残すものです。

8頁上段の3款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金につきまして、1節普通交付金8億5520万2千円は、令和3年度に支出する保険給付費に充当するため、2節特別交付金2717万7千円は、それぞれ説明欄に記載した項目について、県から交付されるもので、通知等に基づき計上をいたしました。

中段5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金につきましては、前年度と比較し1.5%の減8485万円を計上いたしました。1節、保険基盤安定繰入金、保険料軽減分ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、前年度比1.8%の増でございます。

2節、保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町がおのおの4分の1を負担するもので1.3%の増でございます。

3節、出産育児一時金繰入金は、1人あたり42万円に対し、町が3分の2を負担するもので、3人分を計上しております。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、保健福祉総合センターすこやかで実施する特別総合保健事業費に充当するものでございます。

5節、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため繰り入れるもので、前年度と比較し、1.2%減で計上いたしました。

6節、一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として繰り入れるもので、前年度と比較し、0.6%の減で計上いたしました。

6款繰越金につきましては、現時点で見込める額として、前年度と同額の2500万円を計上いたしました。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

**◎議案第25号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第9 議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算編成の基本的事項についてですが、本特別会計は、歳入は保険料と、保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、歳出は保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者健康診査等に要する費用等の予算でございます。

それでは、1ページをお願いいたします。予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億4858万7千円にしようとするものであります。前年度当初予算と比較しますと3.8%の増となります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款、1項総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、前年度と同額を計上いたしました。2項徴収費につきましては、保険料の徴収に要する経費や、本算定に伴う、算定処理委託料が主なもので、91万8千円を計上いたしました。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合からの通知に基づき、前年度と比較して705万6千円の増 1億4216万7千円を計上いたしました。

9 ページをお願いいたします。3 款、1 項、1 目保健事業費251万5千円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施する総合検診の健康診査である検診事業委託が主な費用でございます。2 目疾病予防費60万円は、人間ドック助成金で、受診者20人分を計上しております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について、ご説明いたします。6 ページをお願いいたします。

1 款、後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、総額1億412万3千円を計上いたしました。前年度比では、4.2%の増でございます。

2 款、1 項、一般会計繰入金のうち、保険料軽減額に対する補填分であります、2 目保険基盤安定繰入金につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、3804万円を計上、前年度比では8.2%の増でございます。一番下になります、

4 款、4 項受託事業収入307万8千円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健診事業分が、主なものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

## ◎議案第26号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第10 議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。予算書の1頁をお願いいたします。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億5332万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして1億5017万6千円、11.5%の増となるものでございます。本予算につきましては、令和2年度実績見込みを考慮して、編成させていただきました。はじめに歳出からご説明申し上げます。10頁をお願いいたします。

第1款総務費は、総額で前年度と比較いたしまして、94万8千円、8.0%の増、1283万5千円を予定しました。第1項総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項介護認定審査会費は、第1目介護認定審査会費の認定審査委員10名が2班に分かれ隔週ごとに実施する審査会の委員報酬及び、11頁をお願いいたします。第2目認定調査費は、役務費における各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。なお、今年度、厚生労働省への報告様式変更に伴い、12節委託料中、介護保険認定システム改修委託71万5千円を計上しております。

11頁下段から14頁中段までの第2款保険給付費関係につきましては、令和2年度実績見込み、個々の給付見込額を編成させていただいております。

11頁下段の第1項介護サービス等諸費における第1目居宅介護サービス給付費から12頁中段の第6目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付で、対前年度比1億3919万3千円、12.4%増の総額12億6402万円を予定いたしました。増額理由につきましては、一昨年度の台風による被災で、施設介護に係るサービスを利用する方が増加したことや家族を介護していた方もご自身が介護を利用する事例が増え、在宅介護及び通所介護等の利用が増加していることが要因であります。

12頁下段から13頁中段までの第2項介護予防サービス等諸費における第1目介護予防サービス給付費から第4目介護予防サービス計画給付費までは、要支援1、2に認定された方の介護サービスに対する給付で、総額717万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして53万円、6.9%の減となっております。

第3項その他諸費は、介護給付費の審査を行っている国保連合会への手数料でありまして、前年度と同額の96万8千円を予定しました。

第4項、高額介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの利用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、総額3430万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、507万2千円、17.4%の増となっております。第1項介護サービス等諸費の予算を考慮した予算編成となっております。

第5項高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額410万円を予定いたしました。

第6項特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として、総額7220万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、1522万8千円、26.7%の増となっております。第1項介護サービス等諸費、第3目施設介護サービス給付費における予算を考慮した予算編成となっております。

15頁上段をお願いいたします。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金であります。歳入歳出差引額955万2千円を基金として積み立てようとするものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金であります。過年度の資格喪失による保険料の還付等、50万円を予定しました。昨年度は、台風災害で、住家が半壊以上の損害を受けた第1号被保険者に対して、発災以降の介護保険料及び介護サービス利用料を還付するために、1343万4千円を計上しておりましたので、大幅な減となりました。

16頁をお願いいたします。第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防サービス給付費から移行した訪問介護、通所介護及び訪問、通所の計画策定に係るサービスに対する給付であり、前年度とほぼ同額の総額1557万円を予定いたしました。

第2項一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で、983万1千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、630万4千円、39.1%の減となっております。閉じこもり、軽度認知症、虚弱高齢者を対象に実施し

てきました介護にならないための予防活動につきまして、令和3年度から介護保険制度から除外されるとのことで、介護保険特別会計から減額し、一般会計で計上させていただいております。

17頁中段をお願いいたします。第3項包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費であります。

19頁上段をお願いいたします。総額で、2177万円を予定いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして7頁をお願い致します。

第1款・保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は、第8期介護保険計画の策定に基づき算出された保険料を各段階の被保険者見込数に乗じた額の合算等により総額2億9576万7千円を予定しました。前年度と比較いたしまして、4797万1千円、19.4%の増となっております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の2億4354万3千円は、歳出第2款保険給付費の居宅等に係るサービス給付費に対して20%、施設に係るサービス給付費に対しては、15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金の1億1062万円は、歳出第2款・保険給付費に対して8%の補助率を見込んだ額を計上しております。

第2目地域支援事業交付金の648万6千円は、歳出第6款・地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率25%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第3目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の850万6千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第4目保険者機能強化推進交付金の124万5千円は、地域支援事業費における自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議及び研修会並びに介護人材の取組み等に対する交付金として前年度交付額と同額を見込み計上いたしました。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の3億7334万6千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出第2款保険給付費に対して負担率27%を乗じて算出された額を計上いたしました。

8頁をお願いいたします。第2目地域支援事業支援交付金の717万8千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、負担率27%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第5款・県支出金、第1項県負担金の2億585万6千円は、歳出第2款保険給付費の居宅に係るサービス給付費に対して12.5%、施設に係るサービス給付費に対しては17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の324万3千円は、歳出第6款・地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の425万4千円は、歳出第6款・地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金の1億728万4千5百円は、歳出第2款・保険給付費に対して負担率12.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の334万2千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項・その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の425万4千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額等を計上しました。

第4目その他一般会計繰入金の1283万5千円は、事業費に係る繰入金を計上いたしました。

20頁以降は、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会

計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

### ◎議案第27号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第11、議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてを議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

#### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の2頁をお開き願います。実施計画に基づき、ご説明いたします。

始めに収益的収入でございますが、第1款病院事業収益は、7846万9千円を予定いたしました。

第1項医業収益、第1目その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、160万円を予定いたしました。第2項医業外収益、第1目他会計負担金67万6千円は、国が定める繰出基準に基づく、企業債元利償還に係る一般会計からの負担金であります。

第2目他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金で7229万4千円を予定いたしました。このうち、7000万円は、指定管理者であります鋸南きさらぎ会への交付金でありまして、引き続き経営安定のためをお願いするものでございます。

第3目長期前受金戻入289万9千円は、規定に基づき、有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものです。

第4目その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に収益的支出でございますが、第1款病院事業費用は、1億311万5千円を予定



いたしました。

第1項医業費用、第1目経費は、修繕費等の運営経費として295万1千円を予定いたしました。第2目減価償却費は2754万5千円を、第3目指定管理者交付金は、指定管理者である鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費7000万円と収入予定の文書料160万円の計7160万円を予定いたしました。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の償還利息101万9千円を予定いたしました。

3頁をお願いします。資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、1114万円を予定いたしました。第1項、第1目一般会計出資金1114万円は、借受けた企業債の元金償還にあたり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、収入と同額の1114万円を予定いたしました。第1項、第1目企業債償還金1114万円は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の元金償還をお願いするものでございます。

4頁をお願いします。令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の1174万7千円と見込みました。

5頁から7頁までは、令和2年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、8頁、9頁は、令和3年度の予定貸借対照表でございます。後ほど、ご参照いただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審

査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

## ◎議案第28号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第12 議案28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第28号、令和3年度、鋸南町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1頁及び別添の予算説明書を併せてご覧願います。

第2条 業務の予定量ですが、給水戸数3488戸、5790栓、給水人口7188人を予定し年間総給水量を、103万1千 $m^3$ 、一日平均給水量を、2825 $m^3$ 、一日平均一人当たり給水量を3930といたしました。給水戸数、年間総給水量等は、令和3年1月末までの実績を基に推計させていただきました。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、4頁から6頁の実施計画により、ご説明いたします。

4頁をお願いします。収益的収入でございますが、第1款水道事業収益の総額を4億9873万4千円と決めました。

第1項営業収益を2億6211万7千円とし、主な収益といたしまして、第1目給水収益で2億659万6千円を予定いたしました。第2項営業外収益では、2億3661万7千円を予定いたしました。主な収益といたしまして、第3目県補助金は市町村水道総合対策補助金分として、9600万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より市町村水道総合対策補助金分として、1億円及び児童手当分として、64万2千円を予定いたしました。また第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、3937万6千円を予定いたしました。

5頁をお願いします。次に収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億6784万6千円と決めました。

第1項営業費用では、4億4060万8千円を予定いたしました。主な支出としまして、職員給与費7040万5千円、委託料1760万5千円、各施設の修繕費797万円、動力費970万5千円、薬品費724万8千円、南房総広域水道企業団からの受水費1億5118万4千円、減価償却費1億6千250万4千円を予定いたしました。

第2項営業外費用では、2713万8千円を予定いたしました。第1目支払利息の1935万4千円が主なものです。

6頁をお願いします。資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入の総額を9720万円と決めました。

第1項企業債は、令和3年度に予定いたします工事に係る借入金として、9720万円を予定いたしました。

次に資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を、2億7563万7千円と決めました。

第1項建設改良費、第1目営業設備費のうち工器具備品購入費は、軽微な作業及び出張等に使用しておりました、公用車が走行不能により廃車をいたしましたのでその購入費と、災害等の停電時における加圧所をカバーする発電機の購入費、合わせて515万2千円を予定しました。

第2目配水施設改良費は、不測の事態に備えた、基幹管路更新工事設計委託及び工事、年度計画による配水管布設工事及び浄水場第2配水池耐震補強工事を予定し、9939万4千円といたしました。

第3目浄水施設改修費は、加圧所改修実施設計委託及び工事、老朽化による浄水場管理棟改修工事を予定し、2488万5千円を予定しました。また第2項企業債償還金におきましては、1億3946万3千円を予定いたしました。なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7843万7千円は、過年度分損益勘定留保資金2332万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億4283万2千円及び当年度分消費税資本的収支調整額1228万4千円で補てんすることと決めました。

7頁をお願いします。令和3年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フローでございますが、年度末における資金残高は、3億8870万4千円となる見込みでございます。

8頁から10頁は職員の給与等に関する明細、11頁は債務負担行為に関する調書、12頁から15頁は、令和2年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、16頁から18頁は、令和3年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、のちほどご参照願います。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

議案の説明がありました。

これより、令和3年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後2時54分 ……………  
…………… 再 開・午後2時56分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

議案第23号一般会計予算、議案第24号国民健康保険特別会計予算、議案第25号後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号介護保険特別会計予算、議案第27号鋸南病院事業会計予算、議案第28号水道事業会計予算については、休会中の3月8日午前10時から、予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたします。

3月8日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月12日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願

ます。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 2 時 5 8 分 ……………

令和3年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和3年3月12日 午前10時開議

日程第1	議案第23号	令和3年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第24号	令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第25号	令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第26号	令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第27号	令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第28号	令和3年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	加藤芳博	保健福祉課長	杉田和信
地域振興課長	飯田浩	教育課長	福原規生
建設水道課長	平嶋隆	会計管理者	寺本幸弘
総務管理室長	安田隆博	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹生 矩義

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

議員各位には、ご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第23号の委員長報告、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 平島孝一郎委員長。

[予算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇]

#### ○予算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、令和3年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、ご報告致します。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。審査した順番に、課ごとに報告いたします。



まず、総務企画課関係についてですが、はじめに、総括質疑について報告します。

「行財政改革に取り組んでいる近隣市に比べ、鋸南町の令和2年度の予算執行状況と令和3年度の当初予算案からは、新たな取り組みが見えてこない。また交付税の算定基礎となる国勢調査人口が減ることで、交付税額も減ると思うが、今後の行財政改革に対する取り組みについて伺いたい。」との質疑に対し、「行政改革は、これまでの視点に新たな姿勢を加えて進めなければならないと考えます。各種事業等については、適正に実施しており、近隣の自治体と比較しても先行して行政改革を進めてきたと考えています。今後も行政サービスを維持しながら、職員の負担も考慮しつつ、行革を進めていきます。

国勢調査の数値は、令和3年度の交付税から反映される予定です。人口が8千人から7千人程に減少し、交付税額が下がると見込んでいます。住民サービスを維持しつつ経費の節減等を行った結果、財政調整基金は今年度末で13億円を越えました。人口減少には歯止めをかけるのは難しいことですが、よい地域づくりを目指し、引き続き行財政改革に取り組んでいきます。」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「豊かなまちづくり寄付金業務代行委託について内容の説明を求める」との質疑に対し、「料金収入及び事業者への発注等、仲介業務を業者に委託しており、寄付金総額に対し代行手数料8%とその消費税、返礼品代金21%、送料8%を予算計上しました。」との答弁がありました。

「生活路線バス維持費補助金が、増額となった理由は。」との質疑に対し、「令和2年度までは、国県の補助部分のみを補助していましたが、赤字補てん部分の補助をすることになり増額となりました。ただし8割は特別交付税措置されます。」との答弁がありました。

「通勤支援助成金は、移住者確保対策との説明だが、どのように周知をするのか。」との質疑に対し、「ホームページや広報誌を検討しています。ただし、初年度は町民が中心になると思います。通勤手当の受給の有無は問わず、公共交通機関の利用者に一律10万円の助成を考えています。」との答弁がありました。

消防施設備品費に関して、「消火栓ボックス内のホース等を補充するとの説明だが、消火栓のフタの開栓機の早期点検及び補充を行うと共に、消火栓は、地下式ではなく使いやすい地上式にするよう努められたい。」との要望がありました。

「指定統計調査費が大幅に減額された理由は。」との質疑に対し、「令和2年度は、5年に1度の国勢調査が実施され多数の調査員を委嘱しました。3年度は、国の指定統計調査が減るためです。」との答弁がありました。

「バス停の文字が薄くなった場所が見られるが、循環バスの修繕料の中には、その修繕費が含まれるのか。」との質疑に対し、「修繕料と消耗品費で対応しています。」との答弁がありました。

次に、税務住民課関係についてですが、「法人税が減少しているが法人は何社あるのか。」との質疑に対し、「令和3年2月末現在、均等割が課税されているのは193社で、法人税割が課税されているのは64社です。」との答弁がありました。

「軽自動車税の課税台数は。」との質疑に対し、「令和2年2月末は3018台で、令和3年2月末では3095台と、約80台増加しました。」との答弁がありました。

「令和3年度の入湯税の見込みは、2年度の実績に対して少なくはないか。予算計上に当たっては対象者に調査等を行った。」かとの質疑に対し、「入湯税は毎月納入されるので、納付状況を確認のうえ計上しました。令和2年度は、コロナ等の影響を考慮し、低い予算額としましたが、3年度も先行きが不透明なため、積算時点で確実に見込める額を計上しました。」との答弁があり、「予算額は、できるだけ正確に積算されたい。」との要望がありました。

次に、保健福祉課関係についてですが、はじめに、総括質疑について報告します。

「鋸南病院が指定管理となった時の補助は4000万円で、この2、3年は、7000万円となり、令和2年度ではコロナに対する交付金も含めて、1億2500万円を支出している。今後の鋸南病院のあり方について伺う。」との質疑に対し、「当面は、患者への診療に影響が出ないよう対策を講じ、経営のあり方を指定管理者と協議するとともに、類似医療機関との比較検討や、費用対効果から高度医療の提供を続けていくかを検討していきます。また、現在勤務している山本医師が、千葉県の派遣年限終了後、病院に残ってもらえるような状況を作っていきます。令和3年度は当初予算で7千万円の繰出しを予定していますが、新型コロナ第3次補助で、経営悪化に対する助成を検討しています。」との答弁があり、「町の支出を抑えたうえでの病院の存続が必要と考える。後継者を育て運営を充実させ、病院を立て直してもらいたい。」との要望がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「閉じこもり予防等のための介護予防事業の対象は、まだ介護を受けていない人か。また把握はどのようにしているのか。」との質疑に対し、「介護を受けていない人が対象です。71歳以上で介護度がついていない方に、チェックリストを配布し把握を行っています。回収したリストを基に、該当者に事業への参加を促します。」との答弁があり、「事業に対して消極的な町民への対策は。」との再質疑に対し、「訪問をして参加を促しています。」との答弁がありました。

「新型コロナワクチン接種事業の状況を分かる範囲で説明願う。」との質疑に対し、「65歳以上の方に対し接種券を4月中に発送予定です。また亀田病院、安房地域医療センターに医療従事者用として975回分のワクチンが今週中に届く予定です。住民への接種時期は、まだ不明ですが、国のワクチンの配布状況をみながら対応していきます。」との答弁がありました。

地域福祉計画策定に関し、「福祉の根幹となる計画であるので、計画委員会委員の人

選は、役職ではなく適任者を選ぶべきで、会議の回数は当初から決めるのではなく、徹底的に協議をして、この町に合った計画としてもらいたい。」との要望がありました。

次に、地域振興課関係についてですが「現在1名の地域おこし協力隊員の今後の人数は。また隊員の定住、今後の活動方針について問う。」との質疑に対し、「農業振興1名を2名にし、新規に有害鳥獣対策1名を加え、計3名とします。任期が満了した隊員には、新規就農者として農業次世代人材投資事業補助金を5年間活用することで、地元への定着を目指してもらいます。」との答弁がありました。

「観光協会への補助金に関して、夏の観光客が減少するなか2つの案内所を維持する必要があるのか。」との質疑に対し、「協会では、将来的な統合を考えており、保田案内所1つにしていくことで意見調整を行っています。」との答弁がありました。

「都市交流施設の修繕等に関する取り決めや協定書の内容の説明を願う。」との質疑に対し、「協定書では、大規模な修繕は町で行い、1件あたり50万円未満の修繕は指定管理者が対応する決まりとなっています。」との答弁がありました。

「営農のため町に移住した人がいるが、農業次世代人材投資事業補助金の対象になるのか。」との質疑に対し、「個人が対象となります。質問の方は農業法人であるため対象外となります。法人には別の補助事業があります。」との答弁があり、「新規就農者等、人材確保にもっと力を入れるべきではないか」との再質疑に対し、「今後10年以上は継続して農業振興の地域おこし協力隊を雇用し、新たな担い手にしたいと考えています。新規就農者は、平成25年度から令和2年度までに15名が就農しています。企業からも相談を受けており、2023年までには企業を誘致する予定です。」との答弁がありました。

「狩猟エコツアーを担当する地域おこし協力隊員の任期が終了したが、今後の事業運営についてはどのようになるのか。」との質疑に対し、「有害対策協議会が担当するのは負担が大きいため、外部委託や退任協力隊の力を借りた継続体制を考えています」との答弁があり、「エコツアーは大変魅力のある企画である。継続して欲しい。」との要望がありました。

次に建設水道課関係についてですが、「町営住宅は、老朽化が激しく危険ではないか。事故が起きた場合の対応は。」との質疑に対し、「仮に町に過失があり被害があった場合には、公共施設等の損害賠償責任保険の適用になると思われます。事故が起らぬよう、過去の指摘事項への対処を行っています。」との答弁があり、「早急に答えを出して即時解体をすべきと考えるがどうか。」との再質疑に対し、「解体費用の財政的根拠、現在入居している4世帯に対する対応を併せて検討しています。」との答弁がありました。

「勝山橋脇の駐車場用地の購入については、交渉に進展はあったか。」との質疑に対し、「地権者と国の協議が続いています。」との答弁があり、「国の必要部分のみを購入するとの方針に変わりがないのなら、町が残地を購入しなければ解決はできない。仮に

第3者が全ての土地を購入した場合、借用ができなくなる。町が譲歩し買収し、解決を図るべきと思うがどうか。」との再質疑に対し、「町が購入するための交渉もしましたが、協議が整いませんでした。交渉が長くなっているのは様々な要因があり、現状に至っています。」との答弁がありました。

最後に、教育課関係についてですが、総括質疑について報告します。

「中学校屋上の防水工事が予算計上されたが、少子高齢化で子供の数が少ない中、これまでも多額の費用をかけて様々な改修を行っていた、教育施設等を今後、どの様に維持管理していくのか、今後の改修の予定等について説明を求める。」との質疑に対し、

「鋸南町では、これまで少子化が進む中で教育施設の再編を行い、保育所、幼稚園、小中学校ともに各1校となりました。従って、今年度策定している公共施設長寿命化計画に基づいて改修を行い、今後も使用していきたいと考えます。少子化が進めば、空き教室も増えると思われしますので、その有効活用について模索します。」との答弁があり、

「中学生は110人程度だが、予算計上された中学校屋上の防水工事、今年度実施したグラウンド改修、空調設備改修など多額の費用がかかっている。学校施設を学校としてのみ使用するのでは、1人当たりのコストが高いと感じる。長寿命化は重要であり、現施設を維持しなければならないが、一般の町民に生涯学習や体育施設等の活用方法を検討すべきであると考えます。」との意見に対し、「学校の目的外使用の例を見ると、現に学校として利用している場合であれば、生徒と一般利用者が接触をしないような配慮や別の出入口を設けるなど、利用基準が高くはなりますが、有効活用は必要だと考えていますので、今後検討していきます。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第23号、令和3年度鋸南町一般会計予算について予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第24号から議案第26号の委員長報告**

**○議長（青木悦子）**

ここで、日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてから日程第4、議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって議案第24号から議案第26号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 平島孝一郎委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）**

予算審査特別委員会に付託されました、

議案24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から議案第26号令和2年

度鋸南町介護保険特別会計予算について、審査の結果を順次報告申し上げます。

最初に議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。審査については、2月12日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。審査については、2月12日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第25号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月8日に行いました。質疑の内容を要約して報告いたします。

「第8期介護計画が始まり、低所得者の施設利用の限度額が引き上げられ、デイサービスやショートステイの利用料も上がると聞いているが、影響が出る対象者数は。」との質疑に対し、「150人ほどの方が対象となり、施設の食費が1日300円でしたが、8月から倍額になります。1から3段階に分かれていた段階を更に細分化する予定です。改正の趣旨は、在宅で負担限度額の恩恵を受けられない方との公平性を保つためです。」との答弁がありました。

「地域包括支援センター運営協議会の委員構成は。」との質疑に対し、「議会議員、民生委員、介護事業者、ボランティアの代表者、社会福祉協議会、介護関係者などで構成されます。」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第26号、令和3年度 鋸南町介護保険 特別会計予算について、予算審

査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎議案第24号の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2、議案第24号、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第25号の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3、議案第17号、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、

予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第26号の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第4、議案第26号、令和3年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第27号及び議案第28号の委員長報告**

**○議長（青木悦子）**

ここで日程第5以降の議事についてお諮りいたします。

日程第5、議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について及び日程第6、議案第28号、令和3年鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から予算審査の経過及び結果について、一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号を一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第27号、令和3年鋸南町鋸南病院事業会計予算について、議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、平島孝一郎委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

**○予算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）**

予算審査特別委員会に付託されました議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算及び議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

最初に議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算ですが、本予算の審査

は、去る3月8日に行いました。

審査については、2月12日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑がありませんでしたが、「一般会計において、不足する資金は、新型コロナ交付金で補填するとの説明があったが、それにとどまらず、病院のあり方、経営の方法など時間をかけて議論、検討して対策を立ててもらいたい。」との要望がありました。

以上が審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算の審査結果について、ご報告申し上げます。本予算の審査は、去る3月8日に行いました。

審査については、2月12日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、令和3年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

### ◎議案第27号の討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第5、議案第27号、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより採決を行います。  
原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第28号の討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6、議案第28号、令和3年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。  
これより採決を行います。  
原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和3年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午前10時40分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 4月 30日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸

署 名 議 員 大 塚 昇